

平成26年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

平成26(2014)年6月

東邦音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	13
基準3 経営・管理と財務	42
基準4 自己点検・評価	54
IV 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献	58
基準B 国際交流等（ウィーン研修等）	63
V. エビデンス集一覧	
エビデンス集（データ編）一覧	68
エビデンス集（資料編）一覧	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東邦音楽大学の建学の精神・基本理念

学校法人三室戸学園（以下「本学」という。）は、昭和9（1934）年11月に東京高等音楽学院の学院長であった三室戸敬光が大塚に分教場を開設し、これを昭和13（1938）年2月に三室戸為光（前理事長）が分離独立の上継承し「東邦音楽学校」と改称した時に始まる。

三室戸為光は、学園の建学の精神及び教育理念を「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」と定め、以来今日までその精神・理念の下に、中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院とそれぞれの教育段階を通じて音楽一貫教育の実践が実現されている。

2. 東邦音楽大学の使命・目的

建学の精神・理念に基づき、本学教育の目指すところは「音楽芸術、文化を通じて社会に有用たる人材の育成」である。

本学では、大学としての使命・目的を達成するために、次の4つの基本方針を掲げて教育研究及び社会貢献活動を積極的に推進している。

- ①一貫教育の実践
- ②少人数制の教育
- ③国際化（交流）の推進
- ④地域社会との交流

3. 東邦音楽大学の個性・特色等

本学は、音楽教育研究の質的向上とそのための教育環境整備や社会貢献活動を推進しつつ、時代の変化にも対応できる体制づくりに努め、国内外で活躍できる音楽人を育成しながら社会の理解と支持が得られる大学像を追求している。

このことは、4つの教育方針と学習支援体制並びに教育施設等にその特色が表れている。

（1）一貫教育の実践

- ① 附属の中学校、高等学校から大学・大学院まで一体となって音楽教育を中心とした教育活動並びに人間形成に努めている。

そのために、中・高等学校のカリキュラム編成においても、中・高等学校から大学、大学院までの教員が相互に連携しながら取り組んでいる。

- ② また、大学等の教員が中・高等学校の生徒に対して実技指導や授業を行っているほか、実技指導や教育内容については大学の専攻主任（ピアノ、声楽、管弦打楽器）と中・高等学校の教員が協働して責任を持ちながら行っている。

（2）少人数制の教育

- ① 本学の教育理念である一人一人の学生の個に応じた教育を確実かつ誠実に実施するための教育指導体制としている。
- ② 音楽という極めて専門性の高い要求に応えるため個人又は小編成での教育を実践し

ている。特に、専門実技、副科実技に関しては、マンツーマンの指導の下それぞれの学生の個性と能力に応じたきめの細かい指導を実践している。

- ③ 第1年次から4年次まで各学年ともクラス担任制を導入しており、それぞれのクラス担任が担当している必修授業「東邦スタンダード（Ⅰ～Ⅳ）」においては、学年に応じて大学での履修の仕方から学生生活、さらには卒業後の進路等について指導を行っている。また、クラス担任においては専攻を超えた様々な問題に対しても指導等を行っている。

（３）国際化（交流）の推進

- ① 学部生（3年次生）及び大学院生（1年次生）を対象として「ウィーン研修」を必修授業として実施（平成3（1991）年から実施）

西洋音楽の基幹をなすと言われるオーストリアのウィーンに設置している本学の海外研修施設「東邦ウィーンアカデミー」において参加学生全員が共同生活をしながら、学部生は15日間（大学院生は22日間）、ウィーン国立音楽大学の教授、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接レッスン指導や講義を受けるもので、学生にとって音楽の都ウィーンにおいて直に外国の文化に触れる貴重な経験であり、重要な教育活動となっている。

また、平成26年度から開設した演奏家コースについては、1年から4年まで毎年2回（4年間で8回）ウィーンに赴き、同施設においてウィーン国立音楽大学の教授、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等からレッスン指導等を受けることとなっている。

- ② 学部生（第4年次生）全員参加による海外演奏旅行の実践

近年は、主としてヨーロッパを約1週間訪問し、現地のコンサート会場や音楽ホールにおいて演奏を行い、日本の音楽や日本の音楽大学の演奏を海外へ紹介するとともに、現地の人々との異文化交流を行っている。なお、学生が直に海外の文化に触れ、現地の音楽家や演奏家と交流することは、学生たちにとって貴重な国際交流の機会となっている。

- ③ 東邦ウィーンアカデミー教授陣（ウィーン国立音楽大学教員、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団奏者）の招聘等

ウィーン国立音楽大学の教授及びウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者を毎年本学に招聘し、学生等に対して公開レッスン、公開講座等を開催している。

（４）地域社会との交流

- ① 埼玉県川越市と川越市内所在の私立大学（4大学）との協力協定を締結。また、川越市からの要請を受けて市民講座を継続して実施している。
- ② 東京都（文京区）、埼玉県（ふじみ野市）との相互協力に関する協定を締結。
- ③ 一般市民等を対象とした教員、学生によるコンサートを実施し、地域社会における音楽文化の向上等に努めている。特に、病院や福祉施設等におけるボランティアコンサートは長年にわたって継続して実施しており、200回を超える演奏活動を行っている東京都立大塚病院からは感謝状も授与されているほか、平成24（2012）年5月には、国際ソロプチミストアメリカ連盟（国際ソロプチミスト埼玉）よりシグマソサエティとしての認証状が授与された。

- ④ 音楽に関する各種のコンクール、クリニック、講座、講習会等を様々な形で開催し、大学が持っている人的・物的資源を社会に提供。

中・高校生のための日本管弦打楽器ソロコンテスト（文部科学省後援・文部科学大臣賞授与）、ピアノセミナー・声楽セミナー、管打楽器実技講習会等の開催や合唱指導の実施。

また、大学が所在する埼玉県川越市南古谷地区では、南古谷ウインドオーケストラの指導や演奏会の実施、地域の自治会・学校・サークルの参加の下に本学の音楽ホール（グランツザール）において毎年度ニューイヤーコンサートを実施しているほか、埼玉県ふじみ野市の小・中学校の児童生徒に対する音楽教室等を実施している。

本学では、このような様々な活動を通して、地域における音楽文化の普及向上に努め、地域社会に貢献するとともに、大学も地域社会とともに歩いていることを認識しながら、本学の建学の精神・基本理念を広く学内外に伝達している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	事 項
昭和 9 年 11 月	東京高等音楽学院院長三室戸敬光が、東京都文京区に同学院の大塚分教場を開設。
昭和 13 年 2 月	三室戸為光が大塚分教場を独立継承し、学校名を「東邦音楽学校」と改称。
昭和 21 年 7 月	財団法人三室戸学園設立〔初代理事長 三室戸為光〕。
昭和 22 年 4 月	東邦中学校開設。
昭和 23 年 3 月	東邦高等学校開学。普通科及び全国初の音楽科を開設。
昭和 26 年 2 月	財団法人三室戸学園を学校法人三室戸学園に組織変更。
昭和 26 年 4 月	東邦音楽短期大学開設。
昭和 38 年 4 月	東邦第二高等学校を開設（川越キャンパス）。
昭和 40 年 4 月	東邦音楽大学開設（川越キャンパス）〔初代学長 三室戸為光〕
昭和 58 年 9 月	学校法人三室戸学園理事長に三室戸東光就任。
昭和 62 年 11 月	ベルリン市制 750 周年及びベルリン日独センター開所記念特別演奏会に東京都知事のメッセージを持って、東京祝祭合唱団を率いて参加。ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団及びベルリン聖ヘドヴィヒ大聖堂合唱団と共演。
平成 元年 6 月	三室戸学園創立 50 周年。
平成 2 年 1 月	創立 50 周年記念館完成（文京キャンパス）。
平成 3 年 9 月	オーストリア（ウィーン市ツィーグラークッセ）に、日本の音楽大学として初めて海外研修所「東邦ウィーンアカデミー」を設置。
平成 5 年 4 月	「東邦ウィーンアカデミー」での研修を大学の必修とする。
平成 12 年 4 月	東邦音楽大学に「音楽療法専攻」を開設。
平成 13 年 6 月	東邦ウィーンアカデミーをウィーン市ヒーツィング（現在地）に移転。
平成 16 年 3 月	音楽ホール「グランツザール」完成（川越キャンパス）。
平成 16 年 4 月	東邦音楽大学大学院（音楽研究科修士課程）開設。
平成 19 年 11 月	東邦音楽学校の旧校舎（戦前からの木造校舎、文京キャンパスから川越キャンパスに移設）が、「川越市百選」に選定されるとともに「川越市重要建築物」指定される。音楽ホール「グランツザール」が、川越市「都市景観デザイン賞」、埼玉県「2004 彩の国景観賞」を受賞。
平成 20 年 3 月	川越市と川越市所在の私立 4 大学との連携に関する協定締結。
平成 20 年 5 月	東京都文京区と相互協力協定締結。 学校法人三室戸学園創立 70 周年記念式典。 創立 70 周年記念校舎 16 号館建設（川越キャンパス）

平成 22 年 4 月	東邦音楽大学作曲専攻を音楽創造専攻に改め、作曲コースのほかにメディアデザインコースを新設。 埼玉県ふじみ野市と相互協力協定締結。
平成 24 年 5 月	東邦音楽大学が、財団法人国際ソロプチミスト埼玉より「シグマソサエティ」に認証される。
平成 25 年 6 月	学園創立 75 周年記念特別演奏会。
平成 26 年 2 月	学園創立 75 周年記念特別公演 オペラ「フィガロの結婚」
平成 26 年 4 月	東邦音楽大学のピアノ専攻・声楽専攻・管弦打楽器専攻に「演奏家コース」と「教職特設」コースを開設。

2. 本学の現況

(所在地、学部・研究科等)

キャンパス名	所 在 地	学部・研究科	学 科 ・ 課 程 等
川越 キャンパス	埼玉県川越市 今泉 84	音 楽 学 部	音楽学科（5 専攻） 〔ピアノ専攻〕 ピアノコース 演奏家コース 教職特設コース 〔声楽専攻〕 声 楽コース 演奏家コース 教職特設コース 〔管弦打楽器専攻〕 管弦打楽器コース 演奏家コース 教職特設コース 〔音楽創造専攻〕 作曲コース メディアデザインコース 〔音楽療法専攻〕 音楽療法コース
文京 キャンパス	東京都文京区 大塚 4 丁目 46・9	大学院 音楽研究科	修士課程（音楽表現専攻） 〔器楽表現コース〕 ピアノ領域 管弦打領域 〔声楽表現コース〕 声楽領域 〔作曲表現コース〕 作曲領域

東邦音楽大学

(学生数)

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学 部 等	学科等	入学定員	編入学 定 員	収容定員	在 籍 総学生数	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次
音 楽 学 部	音楽学科	100	10	420	312	59	67	87	99
音楽研究科 (修士課程)		15	—	30	23	10	13	—	—

(教員数)

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学部、研究科	専 任 教 員 数				兼 担 教 員 数	兼 任 教 員 数
	教 授	准 教 授	講 師	計		
音楽学部	13	17	9	39	11	72
音楽研究科	8	3		11	12	17
計	21	20	9	50	23	89

(注) 学部及び大学院の両方について兼任教員となっている者は、それぞれの欄に計上した。

(職員数)

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

区 分	正 職 員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	計
職 員 数	29	16		2	47

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準Ⅰ 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い大学等の目的についてそれぞれ次のように規定するとともに、「大学案内」や「学生サポートハンドブック」等に掲載し周知を図っている。

〔建学の精神・教育理念〕

音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成の完成を目途とし、音楽の技術、理論を学ぶことによって豊かな感性を備えた社会人を世に送り出すことを本学の使命としている。

〔東邦音楽大学学則第1条〕

本学は、音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人を養うとともに、その理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を育成することを目的とする。

〔東邦音楽大学大学院学則第1条〕

東邦音楽大学大学院は、音楽芸術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて音楽文化の進展に寄与することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」及び「基準Ⅰ. 1-1-①」で述べたとおり簡潔な文章により表現されており、大学案内やホームページ（Web）上においても明示されている。

【資料 1-1-1 大学案内】 ・ 【資料 1-1-2 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 1-1-3 東邦音楽大学大学院学則】 ・ 【資料 1-1-4 学生サポートハンドブック 2014】 ・ 【資料 1-1-5 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 1-1-6 東邦音楽大学ホームページ】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

音楽大学としての建学の精神・理念は継承しつつ、少子化をはじめとする社会や環境の変化に対応し、大学に対する社会のニーズに応えられるように常に柔軟な対応を

もって取組んでいく。また、その内容表現に当たっては明確かつ簡潔な表現に努めることとしている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通して情操豊かな人格の形成を目途とする。」という建学の精神・理念の下に、①一貫教育の実践、②少人数制による教育、③国際化の推進、④地域社会との交流という 4 つの教育方針を掲げ、この教育方針に基づき、次のような特色ある教育を実践し、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材を育成している。

①教育方法

- ・少人数による教育（教員 1 人当り学生数 2.6 人）
- ・クラス担任制による授業の実施（入口から出口までの教育と学生指導）
- ・海外研修施設での授業・レッスンや海外での演奏会など国際的な実践教育

②教育・学習環境

- ・郊外の閑静なキャンパスにおける最新施設における学習
- ・海外に本学固有の研修施設設置
- ・学内外の施設において一般公開の中で実施される様々な演奏会・コンサート
- ・教育現場での実習（教育インターンシップ）

③地域社会との触れ合いとコミュニケーション能力の向上

- ・病院・福祉施設、その他公共施設等におけるボランティアコンサート等の実施。
ボランティア活動においては、都立大塚病院からの感謝状授与や国際ソロプチミスト埼玉よりシグマソサエティの認証が行われている。
- ・海外での演奏活動と現地での国際交流

【資料 1-2-1 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 1-2-2 大学案内】 ・ 【資料 1-2-3 学生サポートハンドブック 2014】 ・ 【資料 1-2-4 国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉) シグマソサエティ認証状】

1-2-② 法令への適合

- ・大学の目的については、大学設置基準第 2 条に則り、東邦音楽大学学則第 1 条に「本

学は音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人を養うとともに、その理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を育成することを目的とする。」と定められており、これは学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。

- ・また、大学院については、東邦音楽大学大学院学則第 1 条に「東邦音楽大学大学院は、音楽芸術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて音楽文化の進展に寄与するとを目的とする。」と定められており、学校教育法第 99 条に定める大学院の目的に適合している。
- ・本学は、1 学部（音楽学部）、1 研究科（音楽研究科）の音楽に関する教育研究を専門とした大学であり、その使命・目的や教育目的等については、学則及び人材養成に関する規程や教育方針として定められており、大学設置基準、大学院設置基準及び学校教育法の規定に適合している。

【資料 1-2-1 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 1-2-2 大学案内】 ・ 【資料 1-2-5 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 1-2-6 東邦音楽大学大学院学則】

1-2-③ 変化への対応

- ・本学は、開学以来音楽に関する専門大学として、今日まで一貫して音楽家や音楽指導者の育成と音楽教育を通して情操豊かな人間の形成に努めてきており、その理念については、現在まで揺るぎのないところである。
- ・しかしながら、少子高齢化等を始めとする社会が変化する中において、社会のニーズに対応するために、開学以来、ピアノ・管弦打楽器・声楽・作曲の 4 専攻であったが、平成 12（2000）年度に音楽療法専攻を新たに設置し 5 専攻に、また、平成 22（2010）年度には作曲専攻を音楽創造専攻に改め作曲コースとメディアデザインコースの 2 コース制としたほか、平成 26（2014）年度からはピアノ専攻、声楽専攻及び管弦打楽器専攻に新たに「演奏家コース」と「教職特設コース」を開設するなど、必要に応じ見直し等を行っている。また必修授業として「ウィーン研修」や「東邦スタンダード」科目等他大学にない授業科目を創設するなど教育内容等についても改革等を行っている。今後とも、時代の変化に対応しながら大学としての使命を果たしていく。
- ・大学院については、平成 20（2008）年度から授業を文京キャンパスにおいて実施することとし、社会人や他大学から本学大学院への修学をしやすい環境とした。

【資料 1-2-1 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 1-2-2 大学案内】 ・ 【資料 1-2-5 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 1-2-6 東邦音楽大学大学院学則】 ・ 【資料 1-2-7 東邦音楽大学（音楽学部）の専攻・コースの変遷】

（3） 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育理念、教育方針と 3 ポリシー及びこれを受けての教育課程との整合性と一貫性を保ちつつ、音楽大学としての特色と小規模大学の特性を活かしながら、

時代の変化に敏感に対応し社会のニーズに応えられる大学として常に改善・充実を図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外へ周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学園では、教育を含む全ての運営組織の最上部組織として理事会が設置されており、理事会においては、教授会において審議される学則を始めとする諸規程の制定・改廃、教員人事等が決議される。
- ・教授会において審議される重要事項については、事前に主任教授会において審議・検討等が行われるほか、教学に関する様々な案件については、教務委員会、学生委員会をはじめとする各種の委員会において審議・検討が行われ、その審議状況については必要に応じて主任教授会、教授会に報告される。
- ・なお、本学は理事会の長である理事長が大学の学長を兼務しており、さらに単科大学であることから、学長は主任教授会及び教授会の議長として運営を行っている。理事長と学長が兼務をし、役員会と教授会の議長の職務を遂行しているため、法人部門と教学部門の連携及び意思疎通は円滑に行われているほか、小規模大学の利点から教員と職員間の意思疎通や連携も日頃から密であり、教学に関する様々な改革や問題解決にも協働作業が円滑に行われている。
- ・したがって、本学においては使命・目的及び教育目的に対する役員・教職員の理解と支持は得られている。

【資料 1-3-1 学校法人三室戸学園寄附行為】・【資料 1-3-2 東邦音楽大学教授会規程】

【資料 1-3-3 東邦音楽大学主任教授会規程】・【資料 1-3-4 平成 26 年度 委員会一覧】

1-3-② 学内外への周知

- ・本学の建学の精神、教育理念・目的等については、学園案内やホームページ（Web）への掲載のほか、学内においては教授会や各種委員会及び各専門部会を通じて周知が図られている。
- ・また、本学の特色である非常勤講師を含む全教員を対象とした新年度会（毎年 4 月 1 日開催）や教員オリエンテーションにおいて、学長、教務部長及び各専攻の主任

からそれぞれ説明等を行い周知を図っている。

- 【資料 1-3-5 大学案内】 ・ 【資料 1-3-6 東邦音楽大学ホームページ】
【資料 1-3-7 教員心得】 ・ 【資料 1-3-8 教員オリエンテーション参考資料】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

- ・ 本学では「学校法人三室戸学園（東邦音楽大学、東邦音楽短期大学及び東邦音楽大学大学院）中期計画」を理事会の下に策定しており、この中期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定している。
- ・ 中期計画・毎年度の事業計画及び3ポリシーは、建学の精神・教育方針、教育目的踏まえて作成されており、本学の使命・目的等について十分反映されている。

〔学校法人三室戸学園中期計画 ー抜粋ー〕

学校法人三室戸学園は「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」ことを建学の精神として掲げるとともに、一貫教育の実践、少人数制による教育、国際化の推進、地域社会との交流をその教育理念として、これまで我国の音楽界を担う多くの人材を世に輩出してきた。

今後、更なる本学園の発展充実を期するとともに、その目標達成を達成するため、大学、短期大学及び大学院における教育研究の内容及び方法並びに学生支援等の改善充実を図る（中略）とともに、学生・生徒の増を図り経営改善に努めることとしている。また文京キャンパスについては立地上の特色等を踏まえたキャンパス再構築、再開発を含めた整備計画について検討することとし、次のとおり中期計画（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定する。

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

- （1）教育の成果に関する目標を達成するための措置
- （2）教育内容等に関する目標を達成するための措置
- （3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- （4）学生への支援に関する目標を達成するための措置

以下、略

〔アドミッションポリシー（入学者の受入れ方針）〕

①大 学

東邦音楽大学では、建学の精神に基づいた使命・目的の下に教育を行い、基礎的な技能や学力に加えて、バランスの取れた豊かな人間性を備えた者、演奏技術や表現力の修得に強い意欲を持つ者、将来、演奏家や音楽指導者、音源制作者及び対人援助者として社会に貢献しようとする者の入学を求めている。

②大学院

東邦音楽大学大学院では、国内外の第一線で活躍できる演奏家や指導者を目指すほか、音楽の都ウィーンにおいてより高度な音楽に心と体で直にふれ、世界の音楽事情を知り、音楽の真髄に近づくことに意欲を持っている者の入学を求めている。

〔カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）〕

①大 学

東邦音楽大学では、建学の精神・理念に基づき、4つの教育方針（一貫教育の実践、少人数教育、国際化の推進、地域社会との交流）の下に、教育・研究・社会貢献活動を積極的に実践し、音楽芸術のみに偏らない深い教養と人間性を身に付けた演奏家・音楽家を養成するために、カリキュラム（教育課程）を編成している。

②大学院

東邦音楽大学大学院では、建学の精神に基づき、それぞれの専門領域において、専門的な教育研究を行い、音楽に関する高度な理論と技術を習得させ、国内外において活躍できる演奏家および音楽指導者を育成するため、個人レッスンや室内楽、文献研究、表現研究のほか海外研修等により世界に通用する音楽人として必要な知識・技能を習得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している。

〔ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）〕

①大 学

カリキュラムに定められた所定の単位を修得し、進級基準をクリアする必要がある。また、単に単位取得にとどまることがないように、学校行事・ボランティア活動等への参画を推進し、演奏者としての教育だけではなく、聴衆者としての教育も心がけると同時に、協調性や社会性を身につけられるよう配慮している。4年間の教育・研究を通してバランスの取れた心豊かな人間力を持つ音楽家及び音楽指導者を育成し、輩出する。

②大学院

定められた所定の単位を修得し、修士論文の審査並びに修了演奏会における実技審査に合格するとともに、本学大学院修了者としてふさわしい高度音楽人を育成する。

【資料 1-3-9 学校法人三室戸学園中期計画】 ・ 【資料 1-3-10 東邦音楽大学の教育方針】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- ・ 本学は、音楽学部のための単科大学であり、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、5 専攻（ピアノ専攻、声楽専攻、管弦打楽器専攻、音楽創造専攻、音楽療法専攻）を設置している。それぞれの専攻においては、教育方針に基づき少人数制教育を実施するとともに、そのための教育研究組織及びカリキュラムを編成しており整合性が図られている。
- ・ また、大学院音楽研究科（修士課程）は、3 コース 4 領域（ピアノ領域、管弦打領域、声楽領域、作曲領域）を設置し、学生定員 30 人という小規模の大学院であるが、大学院の専任教員として 11 人を配置しているほか、学部の教育研究組織と一体となって教育研究に取り組んでおり、使命・目的と教育研究組織の整合性は図られている。

【資料 1-3-5 大学案内】 ・ 【資料 1-3-10 東邦音楽大学の教育方針】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

近年の急激な社会環境の変化や音楽大学を志向する者のニーズや考え方の変容についての的確に把握し、大学としての理念や教育目的について、それらの要請やニーズに応えられるように努めていきたい。

「基準 1 の自己評価」

- ・ 本学では、開学以来、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする。」ことを建学の精神・理念として、その目的達成のために教育研究体制等を整備してきた。また、教育目的や内容等を明確にするため、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを策定し、ホームページや大学案内、募集要項等により広く公表し、周知を図っている。
- ・ 平成 25 (2013) 年度からは一部の科目を対象としてプレセメスター制を実施したが、平成 26 年度から原則としてすべての科目においてセメスター制（半期完結型）を実施するほか、キャップ制及び GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、学生が自ら学ぶための体制づくり、支援づくりを行っている。なお、社会の変化に伴い大学を取り巻くさまざまな課題がある中、本学としては中教審答申にあるように「何を学生に教育として施すかではなく、卒業時において、学生が何ができるようになるか」ということに力点をおいた教育改革に取り組みながら、建学の精神・理念及び教育目的に基づき社会に有用な音楽人の育成を行っている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れの数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れ方針の明確化と周知

- ・ 本学では、建学の精神の下、大学の各専攻コース及び大学院において入学者受け入れの方針である「アドミッションポリシー」を定めており、毎年学内で確認を行っている。このアドミッションポリシーは、大学、大学院共に「大学案内」、「学生募集要項（入学試験要項）」及びホームページに掲載し、志願者に告知している。
- ・ 各専攻の修学内容や学習環境、施設、学生生活における支援体制などに関する情報

や、入学金、授業料等の学納金、各種奨学金に関する情報は、学園案内をはじめとする志願者向けの資料として明確に提示されているほか、ホームページに詳細に明示されている。また、オープンキャンパスにおける説明会、大学進学説明会、高等学校への学校訪問による説明会、附属校との高大連携等取り組みの中で、志願者及び保護者等関係者に全体及び個別相談会で説明を行っている。

【資料 2-1-1 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 2-1-2 大学案内】 ・ 【資料 2-1-3 学生募集要項・入学試験要項】 ・ 【資料 2-1-4 東邦音楽大学ホームページ】

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れの方法の工夫

〔学士課程〕

- ・ 本学では、入学者を受け入れるために、推薦入試（一般推薦、指定校推薦、卒業生推薦）、一般入試、AO 入試、特別選抜入試（社会人、帰国子女、外国人留学生）を実施している。
- ・ オープンキャンパスや大学説明会においては、本学教員による専攻実技の体験レッスンや、入学相談、個別面談を実施し、志願者へのインフォメーションを与えているほか、受験スキルアップ講習会においては、志願者の到達度や、受験に必要な要素を明示し、受験準備への学習アドバイスをするなど、多角的な取り組みによって入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れの工夫をしている。
- ・ 各入学試験においては、実技の到達度を診断するための専攻実技試験のほか、本学の入学者受け入れ方針に沿った内容の小論文試験を課し、面接試験においては、各専攻の特色を踏まえた質問を行っている。AO 入試においては、エントリーシートにより志願者の適正を確認した後、実技診断、小論文試験、面接試験を行う中で、最終的な本学での学修への適正を判断しているが、1 回の AO 入試（予備診断）で適正が診断されなかった場合も、次回の AO 入試までの間の課題を課すことによって、受験者のフォロー体制を取っている。また、AO 入試合格から入学までの間もスクーリングを行うことによって、入学対象者のモチベーションを高く保ち、受け入れ方針に沿った教育を継続する工夫をしている。
- ・ 入学試験の方式、日程については、入試委員会を中心として、講習委員会、教務委員会、学生募集ワーキングチーム等で内容を検討された案をもとに、教授会で決定しており、適切な体制で実施をしている。
- ・ このような入学試験の方法及び体制の下に、各専攻の入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ体制を取っている。

【資料 2-1-3 学生募集要項・入学試験要項】

〔大学院〕

- ・ 大学院においては、音楽研究科修士課程の入学者選抜を実施している。大学案内及び学生募集要項、本学ウェブサイトに入学者受け入れの方針「アドミッションポリシー」が明示されており、この方針に沿って、入学試験を行っている。専攻の実技

試験のほか、入学願書と共に受験者の修士課程における研究計画を論述した小論文を提出させ、それに沿った面接の質問を課しており、入学者の研究方針を明らかにさせる中で、選抜を行っている。試験は、原則として前期（9月）と後期（2月）の2回行っている。

- ・修士課程の学修研究内容については、先に述べた方法により広く告知をする一方、本学学士課程の学生に興味を持たせるために、大学院1年次のコンサート「院1コンサート」や学位審査修了演奏会を公開で行うことや、大学院公開講座への学士課程学生の聴講を可能にすること、大学で4月に実施される専攻別オリエンテーションで大学院生と大学生の交流の場を作るなどの工夫をしている。
- ・入試の方式日程などについては、大学院研究科委員会で検討し、決定している。

【資料 2-1-5 大学院音楽研究科〔修士課程〕学生募集要項】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れの維持

〔学士課程〕

- ・本学の過去5年間の入学定員、編入学定員、収容定員、専攻別在籍者数及び定員充足率は、エビデンス集（データ編）のF4、F5、表2-1、表2-2のとおりである。18歳人口の減少に伴って、入学志願者数の減少傾向が見られたが、芸術系の学部は、経済の影響を一早く受ける傾向があり、平成20年（2008）のリーマンショックに続き、平成23（2011）年に起こった東日本大震災による世情不安・経済の混乱の影響が、平成25（2013）年度入学者の著しい減少につながった。
- ・本学では、入学志願者数減少を食い止める方策として、平成23（2011）年4月に、それまで各部局が個々に行っていた学生募集・広報活動を一元化させ、全学的に一体となって取り進めていくために全学組織として「広報入試センター」を設置した。さらに、平成24（2012）年度より広報入試センターの教員実働チームとして、教職員をメンバーとした広報入試ワーキングチーム（平成26（2014）年度からは、学生募集ワーキングチームとより具体的に名称を変更）を設置し、学生募集活動に当たっての具体的な問題点等について、検証精査を開始し、改善策を検討している。
- ・学生受け入れの維持に関しては、広報活動のみならず、学内のカリキュラム改善が必要であるという観点から、平成23（2011）年度より教務委員会とそのメンバーによるワーキングチームによって、検討を重ね、カリキュラムの具体的な改善に取り組んでいる。その結果、平成24（2012）年度より4年間を通じて、本学の建学の精神に沿った、学生の基礎力向上や学修支援、キャリア教育を充実させるためのクラス担任制科目として、「東邦スタンダードⅠ～Ⅳ」がスタートし、新入生の初年次教育から、卒業に向けたキャリア教育、生きる力をつける人間教育などを総合的に行う授業として本年度3年目を迎えている。1年次より東邦スタンダードを受講した学生がこの科目を完結するまでにはあと1年が必要となるが、現時点でこの科目は、入学志願者の高等学校からも高い評価と信頼を得ており、本学への信頼と、定員充足に結びつくものと考えている。また、このカリキュラム改善の結果、平成26（2014）年度より、各専攻の中に、演奏家コース・教職特設コースを設置するこ

とになり、現在初年度生が入学している。演奏家コースでは、本学の歩みの中で培ってきたウィーンとのつながりを十分に生かした新たなカリキュラムを編成することにより、他大学ではできない魅力を打ち出し、この「演奏家コース」の設置及び成果によって今後本学の教育方針、入学者受け入れ方針に沿った学生受入れの維持が見込まれる。

入学者維持のための対策は、全学的な取り組みとして行っている。

【資料 2-1-6 シラバス（東邦スタンダード）】 ・ 【資料 2-1-7 演奏家コース・教職特設コース】

[大学院]

- ・ 基盤となる学士課程の学生数減少傾向、低迷する経済的状況が、大学院進学への影響を与え始めているが、過去 5 年間では、収容定員をほぼ充足する状態にあった。今後、音楽大学における大学院進学の特長を学生に周知させる工夫を続けるとともに、大学院のカリキュラムの見直しや授業改善を続けていく必要がある。

以上のとおり、学生募集体制・広報活動の強化と、カリキュラム改善による魅力ある学修環境作りの両面から収容定員充足に取り組み、改善を進めている。

(3) 2-1 の改善・向上の方策（将来計画）

- ・ 学士課程については、今後本学の新たな取り組みについて周知させるように、オープンキャンパスやキャンパス体験での説明は勿論のこと、ホームページ等の電子媒体による広報活動の強化を進める。特に、高等学校や、卒業生、音楽の指導者、受験生に対し、情報発信の手段として、メールマガジン発行の準備を進める。また、外部音楽団体のネットワークを通じて、広く本学の取り組みを周知させる努力をする。
- ・ 学校訪問による高等学校との連携を密にする取り組みはこれまでも継続してきたが、特に音楽科のある高等学校との連携を密にし、大学教員の派遣による公開講座等のオファーをしながら、本学の受け入れ方針を発信する機会を増やす。
- ・ 入試制度については、これまでも改善のための議論を重ねてきたが、入学者受け入れ方針を入試内容にどれだけ反映させるか、その結果がどうであったかを毎年検証しながら、改善を続けていく。
- ・ 少子化の影響のみならず、経済が不安定になると、芸術系の学部への進学者数に影響が出やすい傾向にあるが、本学の特色を積極的にアピールする中で、芸術を学ぶ夢を育てるような工夫をし、それを実現させるためのカリキュラム作りを常に積み重ねていく必要がある。そのためには、演奏家コースの成果が不可欠であり、国内外のコンクール入賞者を育てられるよう、教員の研究活動の活発化や指導力向上を目指す。
- ・ 大学院については、高次の研究・教育活動の拠点として、入学生を質を担保しつつ、定員を確保することが重要である。本学の大学院における研究活動の特色を、学内

の学士課程の学生ばかりではなく、外部に周知できるように、外部団体との提携を深めながら、研究活動を公表する機会を増やし、魅力ある大学院の姿をアピールする。また、定員充足に向けて、社会人の受け入れや、長期履修制度の導入などの工夫をする。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程方針の明確化

2-2-② 教育課程方針に沿った教育課程の体系的構成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

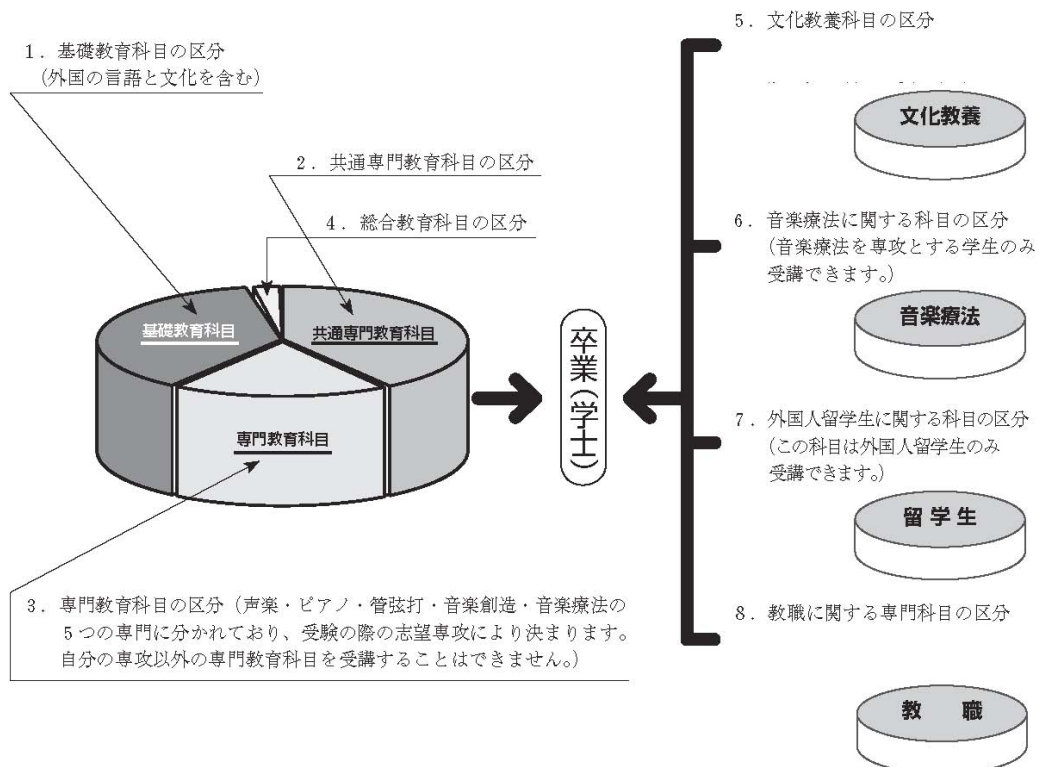
基準項目 2-2 をみたしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

〔大学〕

「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学精神の下、本学は少規模な姿を堅持し、学生一人一人に目の行き届いた少人数制教育を実践している。講義、実技、演習、実習などの音楽芸術研修の一貫教育を通じて、学生それぞれが専攻する専門科目を深く学ぶ場であるが、音楽技術のみにかたよらず、幅広い教養と豊かな人間性を身につける人間形成の完成を教育目標としている。学生の個性を尊重し、豊かな感性をもつ音楽家を養成すると同時に、社会の要請に柔軟に対応できる幅広い視野と専門性を持ち、世界に通用する力をもつ人材の育成に力を注いでいる。

図1 教育課程（「履修ガイド」より抜粋）



本学の教育課程は、図 1 に記載しているとおり、「基礎教育科目」(70～80 単位)、「共通専門教育科目」(76～91 単位)、「専門教育科目(音楽専門教育科目)」(90～120 単位)、「音楽療法科目」(18 単位)、「総合教育科目」(12 単位)、「文化教養科目」(4 単位)、「外国人留学生に関する科目」(8 単位「教職科目」(33 単位) 及び) の 8 つの科目群で構成されている。

これらの科目群により、学生それぞれの専門性を高めると同時に、音楽の専門知識や幅広い教養を身につけるための多数の科目を開講している。「専門教育科目」における専門実技では、4 年間を通じてマンツーマンの個人レッスンを中心としている。専門実技、副科実技ともに個人指導を中心とすることにより、学生一人一人の個性を尊重しながら各自の表現能力を高める指導が行われている。「基礎教育科目」、「共通専門教育科目」等も、少人数クラスを中心としながら、表現能力の向上に欠かせない音楽の専門知識や幅広い教養を養うことを目指している。また、音楽を直接に学ぶのではない「基礎教育科目」等においても、つねに「音楽」がキーワードとなり、音楽の専門分野と一般教養とが互いにリンクするような、学際的な広がりをもつ講義を行っている。

平成 24 (2012) 年度より、4 年間の必修科目である「東邦スタンダード」を開設し、大学生としての基礎力(学修態度、コミュニケーション能力など)の養成やキャリア支援にも力を入れている。

演奏に関しては、学内演奏会、定期演奏会、卒業演奏会、学外での演奏会などを通じて音楽家としての専門的な能力を高められるよう、充実したカリキュラムが編成されている。

大学 3 年次に必修科目として 15 日間の「ウィーン研修」、大学 4 年次に授業の一環として「海外卒業演奏旅行」を設けていることも本学の大きな特色のひとつである。「ウィーン研修」は、平成 3 (1991) 年にウィーンに開設した「東邦ウィーンアカデミー」(平成 13 (2001) 年に、緑豊かで駅近のシェーンブルン宮殿に隣接した場所に大学所有の施設を設置し、学習環境、生活環境の向上を図った。)においてウィーン国立音楽大学教授陣やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接実技指導や講義を受けるものである。「海外卒業研修旅行」は、西洋音楽と関わりの深い都市を訪問し、現地の著名なオーケストラや演奏家との共演、学生たちによるコンサートなどを通して異文化交流を図るもので、コンサートは例年、現地で高い評価を得ている。

なお、平成 26 年度より、ピアノ専攻、声楽専攻、管弦打楽器専攻に新たに「演奏家コース」、「教職特設コース」が設けられ、それぞれ独自のカリキュラムによってより専門性を高めるものとなっている。

演奏家コースは、将来演奏家として国内外で活躍できる人材の育成を目途としており、そのため毎年 2 回ウィーンに赴き、東邦ウィーンアカデミーにおいて、ウィーン国立音楽大学教授陣やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の奏者等から直接指導を受けるとこととなっており、本学の教員と東邦ウィーンアカデミーの教員とのダブルティーチャー制を取り入れている。

また、教職特設コースは、中・高等学校等の音楽教員として学校及び地域社会において活躍する人材の育成を目指しており、教職に関連した科目を必修科目として多く取入れるとともに、教育現場におけるインターンシップについても実施することとしている。

〔大学院〕

平成 16（2004）年に開設した大学院音楽研究科は、学部教育の理念を継承し、教育水準の向上を図り、「音楽芸術に関する理念及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて音楽文化の進展に寄与する」ことを目的としている。

大学院音楽研究科は 1 専攻（音楽表現専攻）3 コース 4 領域に分かれている。3 つのコースは「器楽表現」、「声楽表現」、「作曲表現」であり、4 つの領域は「器楽表現」の中に含まれる〈ピアノ領域〉（46 単位）と〈管弦打領域〉（40 単位）、〈声楽領域〉（48 単位）、〈作曲領域〉（52 単位）である。各領域とも、上記の教育目的に基づき、より専門性の高い授業科目を設定している。

大学院では、専門分野の知識や技術をより高度なものにしていくために、それぞれの専門領域を中心に探求を深めていくためのカリキュラムが組まれている。専門分野では、1 年次に 22 日間の「ウィーン研修」及び 1 年次生の成果発表の場である「院 1 コンサート」、2 年次に「学位審査修了演奏会」が組まれており、より高度な技術をめざすシステムになっている。また、2 年次には、技術だけでなく音楽に対する深い探究心を養うことを目的に、各自が専攻する楽器や修了演奏の作品など、自らが選んだテーマに基づく修士論文を提出することを課している。

【資料 2-2-1 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 2-2-2 東邦音楽大学の教育方針】 ・ 【資料 2-2-3 大学案内】 ・ 【資料 2-2-4 履修ガイド 2014】 ・ 【資料 2-2-5 東邦音楽大学シラバス作成ガイド】

(3) 2-2 の改善向上方策（将来計画）

〔大学〕

上記のとおり、教育目的を踏まえた教育課程のもと、充実したカリキュラム編成、少人数制を基本とするきめ細やかな教授方法が実現されているが、大学をとりまく環境の急速な変化、広がりゆく学生の能力格差などを考慮し、平成 26（2014）年度以降もさらに、FD 委員会を中心にカリキュラムの改編、教授法の研究について具体的な検討を続けていく。

〔大学院〕

平成 26（2014）年度で大学院設置から 10 年目となり、その間に学生の気質や能力にさまざまな変化が生じている。平成 19（2007）年度に設置した大学院 FD 委員会を中心に、現行のカリキュラムや教育内容が学生の資質やニーズに最適であるかどうか具体的に検討を行っているところである。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は小規模かつ単一学部・学科の大学であることから、常に教員と職員が協働して、学校運営等に当たっている。

事務職員は、各教員の教育研究、演奏活動等が円滑かつ適切に実施されるように、教員と一緒に年間の事業計画やカリキュラム等を策定するほか、日常の教育活動等についてもサポートしている。

また、教員は、それぞれが担当する講義やレッスン等を行うほか、教務、学生生活、キャリア支援、図書、演奏会等々の各委員会の委員として大学業務に携わっているが、委員会における審議・協議に当たっては、事務本部（事務室）と連携・協働しながら行うなど、教員と職員の関係は非常に良好な信頼関係が構築されている。

本学では、現在のところ TA は配置していないが、東邦音楽大学・大学院等を卒業した優秀な学生等を研究員として採用し、教員の指導の下、演奏会やレッスン、授業等の補助者として幅広く活動させる「研究員制度」を導入している。

現在、研究員は、ピアノ・声楽・管弦打楽器・音楽創造・音楽療法の各専攻に配置され伴奏、専攻実技、オーケストラ等管弦打実技等においてそれぞれ重要な役割を果たしている。

東邦音楽大学研究員

専攻	研究員の種類と役割
ピアノ専攻	〔伴奏研究員〕〔実技・演奏研究員〕 ①授業等に参加し、指導教員とともに演奏技術及び音楽性の向上に努める。 ②授業・練習・演奏会等が滞りないように行われるために、演奏及びアドバイスをする。
声楽専攻	〔声楽研究員〕〔実技・演奏研究員〕 ①授業等に参加し、指導教員とともに声楽技術及び音楽性の向上に努める。 ②授業・練習・演奏会等が滞りないように行われるために、演奏及びアドバイスをする。 ③授業・練習・演奏会等の中で受身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対してアンサンブルを実感させるようにする。
管弦打楽器専攻	〔オーケストラ研究員〕 ①オーケストラ、ウインドオーケストラに参加し、指導教員とともに、演奏技術及び音楽性の向上に努める。 ②オーケストラ、ウインドオーケストラ等の授業が滞りないように行われるために、演奏及びアドバイスをする。

	③オーケストラ、ウインドオーケストラ等の授業の中で受身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対しアンサンブルを実感させるようにする。 〔実技・演奏研究員〕 ①本学の企画等において、教員の補助として企画単位に関わる。 ②授業・練習・演奏会等が滞りないように行われるために、教員の補助をする。
音楽創造専攻	〔メディアデザイン研究員〕 ①授業等に参加し、指導教員とともに技術の向上に努める。 ②授業・制作・演奏会等が滞りないように行われるために、実技及びアドバイスをする。
音楽療法専攻	〔音楽療法研究員〕 ①授業等に参加し、指導教員とともに音楽療法技術の向上に努める。 ②授業・セッション・演奏会等に参加する。 ③授業・セッション・演奏会等が滞りないように行われるために、実技及びアドバイスをする。 ④授業・セッション・演奏会等の中で受身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対し音楽療法を実感させるようにする。

＊「音楽療法研究員」は、音楽療法士又は音楽療法士補の資格を有する者とする。

【資料 2-3-1 東邦音楽大学研究員心得】 ・ 【資料 2-3-2 東邦音楽大学研究員数】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育方針である「少人数制による教育」、「一人ひとりのレベルに合わせて具体的な目標を設定する One to One の教育」、「世界で活躍する音楽家を育てる」を実践するために音楽実技系の授業やレッスンで研究員を導入しているが、それ以外の音楽の基礎理論、ソルフェージュ、また和声法、対位法等の音楽理論や語学系の授業においても、TA 等の導入や活用によりその向上と強化を図ることを検討していく必要があると考えている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

単位の認定及び進級基準並びに卒業要件については、学則に定められ厳正に運用されている。

本学では、単位認定の評価基準として、次表のとおり S、A、B、C、D の 5 段階評価（平成 25（2013）年度までは AA、A、B、C、D の 5 段階評価としていたが、GPA 制度導入にあわせて表記を改めた。）とし、C 以上を合格としている。

また、5 段階評価の評価内容とともに、平成 26（2014）年度からは GPA 制度も導入し GP（Grade Point）も併せて標記することとしている。

成績評価と GP（平成 26（2014）年度）

点 数	評 価	評価内容	G P
100 点～90 点	S	特に優れた成績	4
89 点～80 点	A	優れた成績	3
79 点～70 点	B	良好な成績	2
69 点～60 点	C	合格と認められる成績	1
60 点未満	D	合格と認められない成績（不合格）	0

授業については、セメスター制の実施に伴い前期 15 回、後期 15 回実施しており、公欠（教育実習や就職試験、その他大学行事への参加や忌引等）を除き、欠席数が各科目の実授業時間数の 3 分 1 を超えた場合は、試験の受験資格を失い失格（単位取得ができない）となる。各授業科目の授業方法・内容及び成績評価の方法と基準についてはシラバスに明記するとともに、各教員は、責任を持って自身が作成したシラバスに沿った授業を実施するようにしている。

履修方法や成績評価基準及び進級基準並びに卒業要件単位数等については、学生並びに教員オリエンテーションにおいて説明をするほか、全学生に配布する履修ガイドに記載して、周知を図るとともに厳正な運用に努めている。

なお、学生が学習意欲を高め、履修登録した科目の学修に自主的・主体的に取り組む姿勢を持ってもらうために、平成 25（2013）年度に一部の科目について実施したセメスター制（半期完結型）について、平成 26（2014）年度からは原則として全ての科目について実施するとともに、GPA 制度も導入した。

〔ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）〕

①大 学

カリキュラムに定められた所定の単位を修得し、進級基準をクリアする必要がある。また、単に単位取得にとどまることがないように、学校行事・ボランティア活動等への参画を推進し、演奏者としての教育だけではなく、聴衆者としての教育も心がけると同時に、協調性や社会性を身につけられるよう配慮している。4 年間の教育・研究を通してバランスの取れた心豊かな人間力を持つ音楽家及び音楽指導者を育成し、輩出する。

②大学院

定められた所定の単位を修得し、修士論文の審査並びに修了演奏会における実技審査に合格するとともに、本学大学院修了者としてふさわしい高度音楽人を育成する。

【資料 2-4-1 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 2-4-2 履修ガイド 2014】 ・ 【資料 2-4-3 東邦音楽大学 GPA 制度】 ・ 【資料 2-4-4 東邦音楽大学 学生の単位認定内規】 ・ 【資料 2-4-5 平成 26 年度シラバス】 ・ 【資料 2-4-6 平成 26 年度 欠席状況調査】 ・ 【資料 2-4-7 平成 25 年授業改善のための学生アンケート実施報告書】 ・ 【資料 2-4-8 学修時間に関するアンケート調査】 ・ 【資料 2-4-9 学生サポートハンドブック 2014】 ・ 【資料 2-4-10 東邦音楽大学の教育方針（ディプロマポリシー）】 ・ 【資料 2-4-11 東邦音楽大学学位規程】 ・ 【資料 2-4-12 東邦音楽大学大学院学位規程】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度から本格的に実施しているセメスター制及び成績評価基準としての GPA 制度について、しっかりと根付かせ、その成果を次の教育改革並びに成績評価基準の在り方に反映していき、音楽大学としてふさわしい適正かつ厳正な単位認定や修了認定を行うようにしていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立にむけた指導のための体制整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

大学は教育課程の内外を通して、学生に社会人・職業人として自立できる能力を身につけさせなければならない。その目的にむけ、本学においては教育課程内及び教育課程外それぞれにおいて様々なキャリア支援・就職支援活動を実施している。

1) キャリア支援体制

〔キャリア支援委員会〕

平成 17（2005）年度に各レッスン・科目授業の主任を中心に全学的な就職支援体制強化を目的に発足された。

平成 24（2012）年度からは、クラス担任をキャリア支援委員会の委員及び委員長にするほか、教務部長及び学生部長を加えてキャリア支援委員会を組織している。

委員会においては、主として学生の卒業後の進路指導に関する事項等について議論を交わし、キャリア形成のための必修基礎教科である東邦スタンダード及びキャリアデザイン教科の推進に直接関わり、インターンシップにおいても終了後の成果発表会の実施等、学内においてキャリア支援センターと連携の基に、キャリア支援の中心的役割を果たしている。

○キャリア支援委員会の活動〔平成 25（2013）年度〕

委員会開催 7 月 前年度卒業生の進路・就職状況

 11 月 インターンシップ体験発表会

○東邦スタンダードの実施 4 月～3 月 30 回の授業展開

○キャリアデザイン教科の実施

大学 3 年生前期 外部講師により就職活動の実践の内容で 15 回の講座実施

＊「キャリアデザイン」は、従来大学 2 年後期及び大学 3 年前期に設定していたが、必修科目である「東邦スタンダード」の内容充実とキャリア教科の定着促進を目的として、平成 25 年度に大学 2 年生の、平成 26 年度に大学 3 年生の「東邦スタンダード」科目と一体化を図った。

〔キャリア支援センター〕

キャリア支援専任組織としてキャリア支援センターを設置し、学生の就職のための個別相談及び就職に関するガイダンス・セミナー等の推進を担当している。この組織は従来の就職部を改称・強化したものでセンター長 1 名に専任の担当を大学・短大各 1 名、計 3 名で学生に対応している。

（平成 26（2014）年度におけるキャリア支援への取り組み）

○取り組みテーマ

厳しい時代だからこそ、心豊かな人生を送るために「音楽の力」を信じたいものである。就職活動を単なる仕事探しとしてではなく「音楽をかけがいのない一生の友であり財産」として、自分自身のキャリアを考える手伝いをする。

○キャリア支援のポイント

- 1) 「なりたい自分」を見つけるアドバイス
- 2) 社会人に必要なコミュニケーション能力の向上
- 3) 具体的就職活動に向けたトレーニング

○具体的支援活動

①キャリアデザインカリキュラム

クラス担任制による「東邦スタンダード」（全学年必修）内でのキャリアデザイン能力の育成。平成 26（2014）年度より「キャリアデザイン」は 2・3 年生の「東邦スタンダード」に吸収、一体化された。

②インターンシップの推進

夏休み期間を利用した 10 日間の就業体験。官公庁・民間企業の現場で実際に働いてみることで、自分の適性が見えてくる。体験を通して将来の自分のビジョンを明確にするのが目的である。

（研修先） 官公庁：川越市役所、ふじみ野市役所、文京区役所

民間企業：ホテルオークラ東京、ヤマハ銀座店、丸広百貨店、
アルカーサル迎賓館（結婚式場） 他

③学内就職ガイダンス

- ・ガイダンス 就活の心構え、自己分析、履歴書の書き方、面接試験対策等
- ・セミナー 社会人としてのマナー講座、教員採用試験講座（教職）
- ・説明会 ヤマハ・カワイ講師採用説明会、自衛隊音楽隊募集説明会
埼玉県教員採用説明会

○主な就職先

学校関係：幼稚園・小学校・中学校・高等学校の音楽教員

公的機関：陸・海・空自衛隊音楽隊、横浜市消防音楽隊、川崎市消防音楽隊

音楽教室：ヤマハ音楽教室、カワイ音楽教室、その他音楽教室講師

一般企業：三井住友銀行、JTB、近畿日本ツーリスト、総合警備保障、ヨドバシカメラ、ユニバーサルミュージック、村松楽器販売、島村楽器 他

福祉関係：みぬま福祉会、ベネッセスタイルケア、さいたまロイヤルの里、毛呂病院 他

〔学年別支援プログラム〕

	1 年	2 年	3 年	4 年
東邦スタンダード (各学年 4 単位)	必修科目	必修科目 (キャリアデザインカリキュラムを含む)		必修科目
インターンシップ		← 夏休み中 10 日間の就業体験 →		
学校ボランティア		← 小・中学校での授業補佐実習 →		
就職ガイダンス		← セミナー・ガイダンス・説明会 →		

2) 教育課程内での取組み

○必修授業「東邦スタンダード」及び「キャリアデザイン」の実施

本学の学生は、何よりもまず音楽活動を優先したいという意識から、卒業後の具体的な就職に対しては一般の大学の学生に比べ関心が低いのが現状である。

そのため、教育課程においては大学 1 年次から 4 年次を通してキャリア形成に関わる教科としての必修科目「東邦スタンダード」を開講している。その「東邦スタンダード」の中で、2 年次には社会人への準備期間として、「自分で学ぶ」主体性を育むことに重点を置いたプログラムで「基礎学力強化」・「文章力の基本強化」などとともに「音大生としての強みを生かせるキャリア形成法」を学び、3 年次には独立した選択科目として「キャリアデザインⅡ」を設け、2 年次の「東邦スタンダードⅡ」のキャリア形成準備期間の学びに引き続き、①「社会で必要な力を身につける」②「就職活動の基礎能力を身につける」ことを目的に、履歴書、エントリーシートの書き方や自己 PR の方法、面接の受け方などの就職を具体的に意識した実践的な知識・テクニックなどを学ぶ。

具体的に 2 年次では外部講師を招聘し、前期には「キャリアとは?」「社会を知る①・②」「働く環境を理解する」「社会で求められる力①～③」、後期には「世の中の仕事を知る①・②」「自分を知る①・②」「将来について考える」「夢を叶えるための目標設定」「ライフプラン実行にむけて」「まとめ」の計 15 回の講義を行っている。

3 年次の外部講師による「キャリアデザイン」の内容は、「社会とは?仕事とは?」「仕事の情報を探そう」「社会で必要な力～コミュニケーション①・②」「社会で必要な力～基礎学力①・②」「自分を知る～自己分析」「仕事について調べよう～業界研究」「自己 PR を作ろう」「魅力的な応募書類を作成しよう～①・②」「面接シュミレーション～グループディスカッション①・②」「面接対策編」「面接応用編」の計 15 回の講義となっており、「東邦スタンダードⅢ」の前期・後期の中で実施している。

○インターンシップ

本学では、平成 17 (2005) 年度からインターンシップ制度を導入し、平成 18 年度 (2006

年)からは単位として認定(2単位)するなど制度の充実を図っている。

大学2・3年次の夏期休暇中実質10日間、企業や役所において実際の就業体験をすることで、就職に向けた社会人としての意識の醸成や自己啓発につなげることを目的にインターンシップを実施している。「東邦スタンダード」(キャリアデザイン)といった座学と並行して実践活動を行うことで、実感を伴った実のある就職活動に活かされることを狙いとする。実習に参加する事前の研修(マナー講座・直前研修)参加及び毎日の日誌・事後のレポートの提出を義務付け、11月に学内で実施される「体験発表会」での報告とキャリア支援委員会の承認を経て単位が付与される。

平成25年度インターンシップ状況		対象学生数 243名、参加率 5.4%	
受入先	研修場所	学年	研修期間
川越市役所	政策企画課	大学3年	8/5～16
ふじみ野市役所	市立東児童館	大学3年	8/13～25
(株)メモリード	アルカーサル迎賓館	大学2年(2名)	8/8～21
ホテルオークラ東京	営業企画部	大学2年	8/15～26
丸広百貨店	婦人細貨売場 リビング・寝具売場	大学2年 大学3年	8/1～12
ヤマハミュージック リテイリング	銀座店1F催事場	大学2年 大学3年	8/13～25
合 計		9名	

【資料2-5-1 キャリア支援センター及びキャリア支援委員会】 ・ 【資料2-5-2 東邦スタンダード(キャリア関連シラバス)】 ・ 【資料2-5-3 インターンシップ実施状況】

3) 教育課程外での取り組み

キャリア支援センターにおいては教育課程内での取り組みに加え、年間を通じた就職支援講座の実施と個人面談を中心とする個別相談対応に予約なしで常時応じる体制で臨み、企業・求人情報などを提供している。相談内容は生活相談から進学・就職に関する悩みまで幅広く、応募書類の添削から模擬面接など実際の就職活動にリアルタイムでの対応をしている。

進路情報の提供に関しては参考書籍の設置及び貸出、大学・各種専門学校の入学案内等の設置を行っている。

就職情報等の提供については業種別求人票のファイリング及び掲示、就職情報収集のためのパソコン設置、就職内定者の就職試験結果及び内容報告の閲覧等を行っている。

キャリア支援センターへの相談件数は、「東邦スタンダード」、「キャリアデザイン」の開講等により学生の意識の変も見られ年々増加している。

キャリア支援センターへの相談件数(大学)

年 度	年間相談件数(延べ)	在籍学生数	1人当たり相談件数
-----	------------	-------	-----------

平成 23 年度	801 人	426 人	1.9 回
平成 24 年度	1,442 人	397 人	3.6 回
平成 25 年度	1,348 人	352 人	3.8 回

① 就職支援講座として年間を通じて「就職ガイダンス」を実施している。

・ キャリア支援オリエンテーション	4 月	全学年
・ 就活スタートアップセミナー	6 月	3 年生
・ 自己分析と適職診断テスト	9 月	3 年生
・ 応募書類の書き方	11 月	3.4 年生
・ 筆記試験対策模擬テスト	12 月	3.4 年生
・ 面接対策	12 月	3.4 年生

② 学内セミナー・説明会の実施

・ マナーセミナー	7 月	全学年
・ カワイ音楽教室講師採用説明会	5 月	全学年
・ ヤマハ音楽教室講師採用説明会	1 月	全学年
・ 自衛隊音楽隊採用説明会	7 月	全学年
・ 就職未定者に対する企業求人フェア及び相談会	11 月	4 年生
・ 埼玉県教員採用試験説明会	2 月	2.3 年生

③ 学校ボランティアの推進

教職課程を履修している 2・3 年生が小・中学校を訪問し、当該学校の教員（クラス担任等）の指示の下に授業サポートを行うことにより学校現場を体験する。また、必要に応じて特別な支援の必要な児童及び特別支援学級の児童等に対する支援活動についても行う。

（1） 2-5 現状の課題及び改善・向上方策

本学は、音楽専門の大学であるため、卒業後も音楽を続けていきたいという希望が強く、少しでも音楽に関連した就職を希望する学生が多い。しかし、演奏家としての自立の難しさに加え、音楽業界全般も人気の高い業界であり、かつ専門技術を学んだ即戦力の人材を中途採用するか、アルバイト採用する傾向が強く、新卒で社員就職するのは厳しい状況にある。そのため進学もしくはアルバイトなどをしながらでも音楽の勉強を続け、音楽の仕事に就きたいという学生が多く、就職率という点では低い傾向が現れると言える。

学生の進路については学内全体の問題として、すべての教職員が関心を持ち、社会的に自立した音楽人としての育成を目指すべきである。その目的に向けて、初年度教育としての「東邦入門講座」、キャリア教育としての「キャリアデザイン」をそれぞれ開講してきた経緯がある。目的達成の為には従来からの少人数制を活かしたキャリア支援センターの個別対応に加えて、昨年度より実施中の必修科目「東邦スタンダード」の充実を図り、クラス担任制をベースに初期教育からキャリア教育まで一貫した教育内容の完成を目指すことが求められる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

〔学部〕

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発としては、平成 17（2005）年度より毎年、自己点検・自己評価特別検討委員会の評価プロジェクトの主導により、全ての開講科目とレッスンについて、学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートでは、教員の教授方法について、「授業の進め方」「創意工夫」「教材の適切さ」「授業の十分な準備」「話し方、板書の適切さ」「授業回数・時間」「教員の意欲や熱意」「補講対応」「質問への対応」「総合的評価」等の項目[実技（個人レッスン）では 7 項目、講義・演習科目系では 9 項目]を設け、5 段階で評価するほか、当該授業・レッスンに関して、「良かった点、改善すべき点」について自由に記述できるようになっている。集計は、科目ごとの平均点とならんで、レッスンの場合には同一専攻平均点、講義・演習の場合には講義・演習系科目全体平均点が示され、アンケート項目ごとの比較、ならびに専攻・科目全体との比較（複合グラフで提示）を行っている。アンケート集計結果は授業およびレッスンの担当教員個人へ通知し、各教員がアンケート結果を分析し、改善の方法を考察している。

また、平成 25（2013）年度には、学生のより詳細な学修状況を把握するために、新たに「学修時間調査」のアンケートを実施した。調査結果に基づき、本学学生の大学の授業・レッスン時間以外での自主的学修時間の実態を把握するとともに問題点の抽出にあたっている。

学生の就職状況の調査については、キャリア支援センターが調査をとりまとめて、卒業学年のほぼ全員の進路を把握し、就職・進学等の進路先、実数、傾向については、キャリア支援委員会で報告し、教員への周知を図っている。免許・資格取得状況については、毎年度末に、最終学年の教員免許状を始めとする資格取得状況を調査し、教務・学生担当部署で把握している。

【資料 2-6-1 平成 26 年度欠席状況調査】 ・ 【資料 2-6-2 平成 25 年授業改善のための学生アンケート実施報告書】 ・ 【資料 2-6-3 学修時間に関するアンケート調査】

〔大学院〕

大学院における教育目的の達成状況に関しては、主に、修士論文及び修士演奏に係る審査により把握している。また、大学と同様に、毎年、全ての開講科目とレッスンについて、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート集計結果と集計結果に対する担当教員のフィードバックに基づき、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

また、大学院音楽研究科では、大学院生の教育研究活動の成果を公開する場として、大学院 1 年次に「院 1 コンサート」、大学院 2 年次に「学位審査修了演奏会」を行うとともに「修士論文要旨集」を発行している。

【資料 2-6-4 平成 25 年度大学院音楽研究科修士論文（題目）】 ・ 【資料 2-6-5 東邦音楽大学大学院 1 年次生演奏会（プログラム）】 ・ 【資料 2-6-6 東邦音楽大学大学院修士課程学位審査修了演奏会（プログラム）】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

〔学部・大学院〕

本学全体の、教育・研究から管理・運営に至る評価結果のフィードバックについては、自己点検・自己評価特別検討委員会が中心となっており、平成 9（1997）年度以降『自己点検・自己評価報告書』を作成し、問題点・改善点の抽出を行うとともに、改善に向けての議論を重ねてきた。

なかでも、大学の使命の根幹をなす教育内容・方法及び学習指導等の評価結果のフィードバックについては、自己点検・自己評価特別検討委員会「大学自己点検・評価部会」の主導で、個別の授業・レッスンに関する授業評価アンケートが実施されてきた。アンケート集計結果と集計結果に対する担当教員のフィードバックは、冊子媒体『授業改善のための学生アンケート実施報告書』にまとめられ、毎年刊行・公表されている。アンケート調査、教員のフィードバック、報告書作成と公表、そして評価結果のフィードバックという一連の検証作業は、学生が授業やレッスンを受けてどのような知識や技能を身に付け、その授業やレッスンに対してどのような評価をしているのかという現状を捉え、かつ学生にとって最適な教育内容と技法について定期的に議論し、改善・更新していく有効な手段として十分に機能している。

こうした評価結果のフィードバックに基づき、教育目的・内容・方法の改善へと結実した例として、平成 24（2012）年度に新に設置された、大学 1 年次から 4 年次までの必修科目「東邦スタンダード」が挙げられる。「東邦スタンダード」は専任教員がクラス担任として授業を担当し、1 年次は初年次教育、2、3 年次はキャリア教育、4 年次はプロジェクト研究に軸を置き、スタディスキルやコミュニケーション力、社会人基礎力の習得と向上を目指すために、本学の基幹科目としての役割を担うものとしてスタートし、これまでのところ、学生の意識向上とスキルの習得に好影響を及ぼしてきている。また、FD 活動の一環として、平成 24（2012）年度より、クラス担任と副担任である専任教員を中心に、教育方法に関する研修会や勉強会を定期的に行い、教員の教育力についても更なる向上を目指している。

さらに、本学が独自に行ってきた自己点検評価活動を総括した結果、本学が教育理念のひとつに掲げる世界基準の音楽教育を実現する教育システムの充実化をはじめ、いくつかの課題が抽出された。これに基づき、集中的学習により教育内容の更なる充実化を図るとともに、海外留学や資格取得等の選択の自由を拡げるため、平成 25（2013）年度より「セメスター制（半期完結型）」を導入している。また、国際通用性のある成績評価への移行を図るため、平成 26（2014）年度には「GPA 制度」の導入することとなった。さらに、平成 26（2014）年度より、新たに「演奏家コース」と「教職特設コース」の二コースを設置することとなった。「演奏家コース」は将来演奏家として国際舞台で活躍する優秀な人材を育成すること、「教職特設コース」は学校教育における優秀な音楽

教師、及び地域社会に指導的な役割を果たす優秀な人材を育成することに、それぞれ特化したコースである。以上のように、本学の教育内容・方法および学修指導等に関する、積極的な改善策がとられてきたことは、十分に高く評価できる。

【資料 2-6-7 平成 26 年度東邦スタンダードクラス担任】 ・ 【資料 2-6-8 平成 25 年度東邦スタンダード教員研修】 ・ 【資料 2-6-9 東邦音楽大学 G P A 制度】 ・ 【資料 2-6-10 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的の達成状況の調査は、これまで授業評価アンケートが中心であったが、これからは、平成 25（2013）年度に行った学修時間調査をはじめとする、学生の意識調査や満足度調査も定期的の実施するとともに、他の調査方法（卒業生や保護者へのアンケート調査など）を取り入れながら、学内外からの総合的な達成状況の調査と把握に努める。

また、平成 26 年度に新設される演奏家コース、教職特設コースについても、教育目的の達成状況の点検を適正に行い、評価方法の工夫・開発に努めていく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

①学生サービス、厚生補導のための組織

本学では、学生が学修に安心して専念し、心身ともに安定した状態で学生生活を送ることができるよう、音楽大学の特徴を生かした組織と体制のもと、きめ細かな学生サービスを実施している。

学生サービス、厚生補導に関する協議を行うための組織として学生委員会を設置している。学生委員会においては、学生の厚生補導に関する事柄について企画検討を行い、関係各所と綿密に連絡をとりながらその実施にあたっている。

学生委員会は、学生部長（教授）のもとに、学生部長補佐（准教授）が委員長となり、各専攻から選出された 13 名の専任教員から構成されている。学生委員会は年間 4 回の定例会に加え、臨時的に開催している。学生の福利厚生と、学生が充実した学生生活を送り、学生自身の成長を図ることをその目的として、多様な学生生活に関する施策等に関し企画および協議を行い、重要な案件に関しては教授会において承認を受けた上で、その業務遂行を実施している。

学生サービス・厚生補導を遂行する組織として、教務学生担当、複数の専任教員よりなる学生相談室、保健室及び専任職員によるカウンセラー室を置いている。それぞれ専任の教職員により業務の遂行に当たっている。学生委員会においては、学生相談室、カウンセラー室の教員および学生支援を担当する事務職員を加えた拡大委員会も開催され、学生支援に関わる関係各所の連携を図っている。

また、外国人留学生の支援窓口として事務局に留学生担当窓口を置いている。本学の留学生の大部分が中国語圏からの留学生であることから、中国語での対応が可能な専任職員を配置している。

【資料 2-7-1 学生委員会】・【資料 2-7-2 学校法人三室戸学園事務組織図】

【資料 2-7-3 学生相談室について】

②生活支援および経済的支援

学生が安定した生活を送ることが出来るよう、さまざまな生活支援および経済的支援を行っている。

経済的支援として最も重要な奨学金については、本学が独自に行っている給付型の奨学金と、独立行政法人日本学生支援機構および外部の団体等が貸与または給付をしている奨学金がある。希望する学生の学修状況や家庭の経済状況などを考慮した上で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金[一種（無利子）、二種（有利子）]の特質を生かしつつ、学内の奨学金の幅を広げ、できるだけ学生の希望と経済状況に対応できるよう配慮しながら選考等を行っている。このほか、各自治体及び団体等が行っている奨学金制度の活用等についても学生に啓発を行っている。

なお、本学では、教務学生担当が窓口となり、自宅外生に対しては本学近辺の学生会館やマンション・アパート等、入居先の紹介を行っているほか、首都圏 1 都 6 県（東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県）以外の居住地からの入学者のうち、本学に入学するためにアパート、マンション等を借用して入居する大学 1 年次学生を対象に、年額 120,000 円の補助金を給付する「アパート等の入居に要する費用に対する補助」の制度を設けている。

また、経済的に厳しい学生については、事由を付して学長に願い出ることにより学費の分納を認めている。

奨学金の種類、給付内容、利用状況（大学）

（平成 25 年 11 月 1 日現在 総学生数 351 人）

種 類	内 容	給付・貸与者	給付・貸与率
学生支援機構奨学金	第一種（無利子貸与）	24 人	6.8%
	第二種（有利子貸与）	123 人	35.0%
東邦音楽大学奨学金	年間授業料の 1/3 （給付。返還必要なし）	9 人	2.6%

学園創立 75 周年記念奨学金	年額 240,000 円（毎月 20,000 円） （給付。返還必要なし）	9 人	2.6%
福島育英奨学金	月額 25,000 円・4 年間	4 人	1.1%
（財）ツツミ奨学財団奨学金	月額 40,000 円・4 年間	2 人	0.6%

【資料 2-7-4 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学奨学金規程】・【資料 2-7-5 学校法人 三室戸学園創立 75 周年記念奨学金規程】・【資料 2-7-6 東邦音楽大学奨学金・創立 75 周年記念奨学金給付者数】・【資料 2-7-7 平成 25 年度アパート等賃貸料補助申請書】

③課外活動への支援

課外活動への支援は学生委員会を通じて行い、教務学生担当が窓口となっている。平成 25 年度は、計 9 つの学生団体が課外活動を行った。内訳は学生団体（サークル）が 3 団体、学生団体（合宿団体）が 6 団体である。

学生がボランティア活動や合宿、および学外演奏会等を行う場合には、学園として損害賠償責任保険に加入するなど万全を期している。

本学の学園祭である「東邦祭」においては、学生の有志からなる「東邦祭実行委員会」の活動に対して、学生委員会の教員および事務局職員による支援を行っている。本行事は学生による本学最大のイベントの一つであるが、学生にその全てを委ねて実施するのではなく、学生の考えや意見を反映しながら、教員も積極的に参加・支援をするという体制をとっている。

本学には学生の自治組織として、すべての学生を会員とする「東邦音楽大学学生会」がある。学生会は、学生相互の親睦と学生生活全般の向上を目的として、自由な芸術と創造の発展のために活動している。学生会には専用の学生会室が貸与されており、同施設を活用しながら円滑な活動が行われている。

学生会費（一人あたり年額 3,000 円）は学生会役員の学生自ら管理し、学生会が行う活動のために充当するほか、学生による個人またはアンサンブルでの演奏会開催やコンクール出場等の費用、学生を会員とする各サークルの活動費用、また東邦祭開催費用等の一部に対する援助にも活用されている。

学生団体（サークル）一覧（平成 25（2013）年度）

	サークル名	会員数	顧問・指導教員
1	東邦音楽大学ブラスクワイア	26	加古 勉
2	軽音楽部	5	西田 康子
3	音楽療法研究会	4	平田 紀子

学生団体（合宿団体）一覧（平成 25（2013）年度）

団 体 名	教員責任者	期 間	場 所
-------	-------	-----	-----

1	東邦音楽大学ウインドオーケストラ	澤 敦	8/5～8/7	ホテルジャパン志賀
2	東邦音楽大学弦楽合奏団	大久保淑人	8/26～8/29	合唱の家「おおば」
3	トロンボーンアンサンブル	吉川 武典	8/12～8/16	大仁学寮
4	オーボエアンサンブル	松岡 裕雅	8/16～8/18	ペンションありの塔
5	フルートオーケストラ “ベルソナ”	岩間 丈正	8/2～8/5	ホテルジャパン志賀
6	ドイツ語ゼミナール	高橋 幸雄	8/5～8/8	ペンションあさねぼう

④障がい者支援

障がいを持つ学生の支援については、受験前からオープンキャンパス、進学ガイダンス、受験スキルアップ講習会等の個別相談の時間等を用いて、本人および保護者のニーズを把握するとともに、修学環境の状況について詳細な説明につとめ、その上で要望等への対応を行っている。

大部分の講義とレッスンが行われる 16 号館にはスロープ、エレベータ、バリアフリートイレを設置、音楽ホール「グランツザール」にはスロープ、バリアフリートイレを設置、9 号館入口にはスロープを設置しているが、施設面ではキャンパス全体のバリアフリーは実現できておらず、職員によるきめ細かな支援につとめている。事務本部棟、図書館棟及びキャリア支援センターでは、垂直方向の移動を要しない 1 階の窓口にて職員が対応しており、図書館においては収蔵図書及び視聴覚資料を 1 階の電子検索システムで照会できるほか、窓口職員が必要な支援を行える体制をとっている。

また、障がい者支援にあたる教職員のスキルアップを図るため、学生委員会委員長（専任教員）が平成 24 年度(2012)に日本学生支援機構主催・障害学生支援研修会〔理解・実践プログラム〕、平成 25 年度(2013)に同研修会〔応用プログラム〕を受講した。研修会の内容は学生委員会において報告・共有され、研修資料は学生部長室に保管し教員が随時閲覧できるようになっている。

⑤学生相談

本学における学生相談の窓口には、クラス担任、学生相談室、カウンセラー室がある。

クラス担任制は、毎週水曜日の 1 時限目に行われるクラスアワーを軸としている。このクラスアワーは科目名「東邦スタンダード」として全学年で必修単位化されており、学生生活を送る上での留意事項に関する指導を定期的に行うほか、学生の自主性・主体性の向上、学びの姿勢の研鑽、社会人基礎力の養成などを企図した内容で行われている。

「東邦スタンダード」担当教員が各クラスの担任と位置付けられ、学生は学生生活における問題を担任教員に相談することができる。

学生相談室においては、学生相談担当の専任教員 4 名により学生生活全般にわたるさまざまな悩みについて相談に応じる体制をとっている。

また近年は、多様な心的悩みやストレスを抱える学生が増加傾向にある。学生に対する心的支援に関しては、特に精神面での支援として専門の臨床心理士がカウンセラー室においてきめ細かい相談に当たっている。

これらの相談窓口は、毎年全学生に配布される「学生サポートハンドブック」にその開室時間や利用方法が明記されているほか、掲示等で周知徹底され、学生はその時々に応じてさまざまな相談窓口を活用・利用することができる。

セクシュアルハラスメントに関しては、セクハラ防止等に関するガイドラインが策定されており、実技系科目などで個人指導の場面が多い本学では厳格な対応がとられている。

【資料 2-7-8 東邦スタンダードクラス担任】・【資料 2-7-9 学生サポートハンドブック 2014】・【資料 2-7-10 教職員倫理遵守の厳守について】

⑥健康管理

学生の健康管理については、主に定期健康診断および保健室にて対応している。学校保健法に基づき、毎年 1 回全学生に対して定期健康診断（内科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科・エックス線検査、尿検査）および身体測定を実施している。これは 4 月の新年度学生オリエンテーション期間に設定されており、掲示および書面によって学生全員への確実な周知徹底がなされている。定期健康診断において異常所見のあった学生に対しては、個別に呼び出し健康相談、保健指導を行っている。これに加えて新入生全員に対して健康調査アンケートも実施している。

11 号館 1 階にある保健室には養護教諭の資格を持った担当職員が配置され、健康相談、学内で発生した病気や障害の応急措置、病気休養等に対応しているほか、教務学生担当窓口においては、学内での緊急の疾病、傷害等事故発生への対応を常時行っている。ベッド数を確保するため、10 号館 1 階にも保健室（予備）を設置している。医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関についての情報提供を行っている。

また、緊急時に備えて自動体外式除細動器（AED）を、川越キャンパス内においては 11 号館 1 階エントランス、16 号館 1 階エントランス、および音楽ホール「グランツァール」1 階ホワイエの 3 箇所に計 3 台設置している。

法定伝染病については、学生及びその同居人が法定伝染病に罹患したとき、またはその疑いがあるときは、ただちに伝染病罹病届を教務学生担当に提出することとしている。法定伝染病に罹患した学生は医師の回復証明があるまで登校禁止の措置をとっている。その他インフルエンザ、ノロウイルス等集団感染の恐れがある感染症について学生担当において状況把握を行い、感染した学生に対する登校禁止措置や、掲示による学生・教職員への注意喚起などを実施している。

【資料 2-7-11 健康調査アンケート】

⑦留学生の支援

本学には、平成 26 年度現在 6 名の外国人留学生が在学しており、留学生の支援のために、留学生担当窓口には中国語の出来る常勤職員を配置し、留学生の生活上、修学上の様々な相談に応じている。

留学生を対象とした授業科目として「日本語」、「日本事情」、「留学生講座」を開講している。これらの講義は台湾出身の講師が担当し、本学の外国人留学生は中国語圏からの学生が大半であることから、まだ日本語能力が十分でない学生に対しても学修に支障がないよう、中国語を交えて分かりやすく講義を行っている。

また、留学生交流事業として、新入生歓迎会、学園祭への参加、秋の見学会、留学生送別会などを実施し、留学生同士および大学内、地域社会との交流につとめている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- ・ 本学における学生の意見・要望の把握のチャンネルには、クラス担任制、教務学生担当窓口での対応、学生相談室、実技担当教員への相談等がある。
クラス担任制は、前述のとおり毎週水曜日1時限目に行われるクラスアワーを軸とし、各担任教員はグループワークの実践等を通じて学生とのコミュニケーションを図っている。担任教員は定期的に研修会、自主勉強会を行っており、クラスアワーの内容に対して常に分析と改善が行われている。
- ・ 教務学生担当窓口の職員は、学生生活の様々な面に対するきめの細かい対応を常時行っており、その中で醸成された学生との信頼関係により、日常的に学生の声を汲み上げることが可能になっている。本学においては、全ての教員が出勤時に教務学生担当窓口に立ち寄ることになっており、職員と教員の間で随時会話を行うことで情報を共有している。
- ・ 学生相談室に来室する学生からの意見・要望については、必要に応じて関係各所に伝達されるほか、学生委員会において状況報告を行う体制をとっている。その際、学生のプライバシーや個人情報に関しては十分な配慮がなされている。
- ・ 本学は音楽大学としての性格上、全学生が実技の個人レッスンまたは小グループレッスンを必修科目として履修しており、それぞれの実技担当教員はレッスンや学修上の問題にとどまらず、学生生活全般に対する学生の相談に随時応じている。
- ・ このように本学では、多くのチャンネルを通して学生の意見・要望を汲み上げており、その内容について教員と学生担当職員が協力して対応している。全学的な対応が必要なものに関しては学生委員会でも分析・検討され、学生からの意見・要望を新年度学生オリエンテーションでの学生向けガイダンスの内容に反映させる等の活用を毎年行っている。

【資料 2-7-8 東邦スタンダードクラス担任】

【資料 エビデンス集（データ編）表 2-12 学生相談室等の利用状況】

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経済的な理由により就学困難に至る学生が近年増加している。各種奨学金については学生オリエンテーションでの全体的な説明と掲示の上、希望者については個別面談を実施しているが、この面談において学生の生活面、経済面の細部にわたって状況を把握し必要な手立てを講じていく。本学以外での奨学金制度への応募についても理解が得られるよう、資料整備等を充実させ、よりきめ細かい対応を行っていく。

- ・学園祭に関しては、従来から教務学生担当を中心とした事務局全体と学生委員会所属の教員が様々な支援を行ってきたが、近年学園祭実行委員をつとめる学生数の確保に苦慮していることから、学生たちが実際に社会経験を積みながら社会人基礎力を高めることの出来る機会として学園祭を捉えられるよう、学生向けの広報活動や、実行委員会に対する効果的な支援体制を整備していく。具体的には、実行委員が開催する学園祭企画代表者会議に教員が立ち会い、実行委員以外の学生に対しても呼び掛けや指導を行うことや、実行委員の活動を支援する教員役割分担を、より現状に即した効果的な指揮系統となるよう整備すること等、支援体制の見直しに着手しているが、これをさらに推進していく。
- ・学生相談のニーズは増大、多様化しており、従来からの体制を基本としつつさらに機能を強化していく。具体的には、学生相談に関わる関係各所の連携をさらに強化、体系化するとともに、教職員全体の学生相談に対する意識を高めるための情報発信を定期的に行っていく。平成 24（2012）年度から全ての常勤教員を対象にカウンセラー室によるオリエンテーションを実施しており、今後も事務局、学生委員会、カウンセラー室、学生相談室が連携して、学生相談のニーズに対応した教員向けオリエンテーションを立案、実施していく予定である。また、平成 24（2012）年度からスタートしたクラスアワー「東邦スタンダード」を、さらに効果的な学生支援のチャネルとして定着、発展させていくため、その内容の分析と改善を継続するとともに、学生支援に関わる他の学内組織との連携を強化していく。これらの施策をもとに、より効果的な仕組み作りと教職員全体のスキルアップを実現し、将来にわたって持続可能な学生支援体制を構築していく。

2-8 教職員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に則した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に則した教員の確保と配置

- ・本学は、1 学部 1 学科 5 専攻の音楽単科大学で、建学の精神・教育理念に基づき教育方針を定め、この教育方針の下に必要な教育課程（カリキュラム）が編成されている。なお、教育目的と教育課程編成の整合性については既に述べたとおりである。
- ・教育課程の編成に従って、これを円滑かつ確実に実施するためには、それにふさわしい教員の確保と配置が不可欠である。本学は音楽を専門とする大学であり、教員は、一般教育科目を除き大半が音楽に関する理論又は実技を担当する教員である。特に、

実技を担当する教員は、ピアノ・声楽・管弦打楽器・音楽創造（作曲・メディアデザイン）・音楽療法の専攻ごとに必要な教員を配置することが必要である。中でも管弦打楽器専攻においては扱われる楽器の種類も多く、その楽器ごとに専門の教員の配置が必要となっている。

- ・また、音楽実技の教員については、その授業は主として個人レッスンとして行われることから、教員自身の演奏能力、指導力等が強く求められる。本学では、これらレッスンを主とする教員の確保に当たっては、大学等での教育経験のほか、国内外での演奏歴や交響楽団等における経歴等も考慮して幅広い範囲の中から確保している。
- ・そのほか、音楽療法専攻では医療・福祉系等の専攻にふさわしい教員を配置しているほか、語学教育においては、英語以外にドイツ語及びイタリア語について外国人教員を配置している。

【資料 2-8-1 大学案内】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・向上への取組み

- ・教員の採用に当たっては、本学が音楽専門の単科大学であり、音楽を志す多くの学生は著名な演奏家や音楽指導者から直にレッスンや指導を受けたいと思っている。
- ・大学は、これらの学生のニーズに応えるために、本学に相応しい演奏家や音楽指導者等を教員として採用することは当然の責務であると考えている。なお、教員の採用は、教授会において審議の後、理事会において決定されるが、教授会の審議の前に学長自らが候補者と面談し、本学の教育方針等について説明するとともに、候補者から学生に対するレッスン、指導等についての考え方等について意見等を徴している。
- ・また、昇任については、各専攻分野の教員構成や教員としての経験年数、研究業績、教育に対する姿勢・識見等を考慮して教授会において審議の上、理事会で決定している。
- ・教員に対する評価制度については、現在のところ制定していないが、毎年度学生に対して「授業改善のための学生アンケート調査」を実施しており、この調査は、全ての教員について授業の方法や内容、授業に対する取組み方・態度等について学生がどのように感じ、受け止めているということについて調査しているものであり、この調査結果は毎年度報告書として取りまとめ、それぞれ当該教員に対して知らせ、改善等が必要なものについては改善等を促しているほか、毎年度初めの教員オリエンテーションにおいてもこれをもとに指導等を行っている。
- ・平成 24 年度からは、必修科目「東邦スタンダード」を全学年に導入するとともに、これを担当する教員等に対すして年間を通じて研修会を実施している。この研修会では、外部の専門機関の講師により主として次のようなことについて実施している。

①授業の在り方・進め方

②学生とのコミュニケーション

③学生の学生生活に対する指導・助言等

④学生の将来設計に対する指導・助言等

- ・また、本学では FD 委員会を設置しており、現在委員会においては、主として実技系の授業、レッスン及び試験の在り方等について検討を進めているところである。
- ・本学においては、さまざまな機会をとらえて教員の資質・向上のための意識の改革と、研修や授業に対する評価結果を活用して授業の改善や教育の改善に努めているところである。

【資料 2-8-2 東邦音楽大学教育職員選考規程・東邦音楽大学教職員任免規程】 ・

【資料 2-8-3 平成 25 年授業改善のための学生アンケート調査実施報告書】 ・

【資料 2-8-4 東邦スタンダード教員研修】 ・ 【資料 2-8-5 教員オリエンテーション資料】・【資料 2-8-6 FD 委員会委員】 ・ 【資料 2-8-7 平成 26 年度大学アカデミックスケール】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- ・本学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通して人格の形成を目途とする」という建学の精神に基づき教育研究を行っているが、その基幹をなしているのは「音楽を通しての人格形成」である。
- ・もちろん、音楽関連以外の大学人として必要な教養教育については、基礎教育科目として、人文社会、自然及び外国語科目としてそれぞれ開講し修得させているほか、特に外国語については、英語、ドイツ語、イタリア語のすべての科目において外国人教員を配置している。

【資料 2-8-1 大学案内】

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は、建学の精神・教育理念の下、社会や入学を希望する学生のニーズに応えるため、専攻や教育内容等について改革を進めるとともに、教員の資質の向上や意識改革に努めてきた。
 - ・平成 26 年度からは、学生のニーズに一層応えていくとともに、本学の教育研究の質を高めるため、新たに、ピアノ専攻、声楽専攻及び管弦打楽器専攻に「演奏家コース」を設置し、国内外のコンクール等で活躍し世界に羽ばたく音楽人を養成することとした。また、中・高等学校の音楽教員を志す学生のために、学校現場において求められている実践的指導力のある優れた音楽教員を育成することを目的とした「教職特別コース」を設置した。
- このため、より一層教育組織の充実と相応しい人材の配置に努めることとしている。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

(校地、校舎)

・川越キャンパス

川越キャンパスの校地総面積は 33,352.9 m²であり、そのうち屋外運動場敷地は 8,553.3 m²である。校舎面積は 12,827.7 m²で、講義室 14 室、演習室 1 室、練習室 65 室のほか、演奏ができる講堂 (1,231.1 m²) を有している。なお、教室のうち 11 室については、視聴覚用の AV 機器を設置している。

そのほか、620 人収容できるオペラを含む演奏会等が行える本格的な音楽ホール「グランツザール」(2,052.1 m²) を設置している。

音楽ホール「グランツザール」は、平成 17 (2005) 年に川越市都市景観「景観デザイン賞」及び埼玉県「2004 年彩の国景観賞」を、平成 18 (2006) 年に第 32 回東京建築賞建築作品コンクール一般部門一類において「優秀賞」を受賞している。また、平成 20 (2008) 年に完成した 16 号館は、平成 22 (2010) 年に第 51 回建築協会賞 (BCS 賞) を受賞している。

そのほか、「東邦音楽学校三室戸記念館」(戦前から文京キャンパスで使用していた校舎を移築したもの) は「川越市百選」、「川越市重要建築物」の指定を受けるなど、川越キャンパスの施設は、優れた建築物として地域社会から高く評価されており、豊かで芸術的な教育研究環境を創出している。

・文京キャンパス

文京キャンパスの校地総面積は 6,917.4 m²であり、そのうち屋外運動場敷地は 2,110.9 m²である。文京キャンパスの校舎面積は 11,738.25 m²で、そのうち大学院の教育研究に活用している面積は 941.85 m²で、講義室 3 室、レッスン教室 4 室のほか 120 人収容できる音楽ホール「学校法人三室戸学園創立 50 周年記念館ホール」となっている。

・これは大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

(研究施設)

研究施設としては、教員の個人研究室及び共同研究室 47 室 (1 部屋平均 31.0 m²) を確保している。実技系教員の共同研究室は各部屋にグランドピアノを有し、講義・演習系教員の研究室にはインターネット環境が整備されている。非常勤講師には、講師室 (19.0 m²) を備えており、授業の準備や休憩ができるスペースを確保している。

(附属施設)

オーストリア・ウィーン市に、研修施設「東邦ウィーンアカデミー」(石造 3 階建 959.1 m²。20 名収容可能な宿泊室 11 室、練習室 5 室、図書室 1 室、食堂等) を設置している。

静岡県大仁に「大仁学寮」(鉄筋 3 階建 991.2 m²。60 名収容可能な宿泊室、食堂等) を設置している。

(図書館)

川越キャンパス及び文京キャンパスにそれぞれ附属図書館を設置している。川越キャンパスは大学図書館、文京キャンパスは大学院と短期大学の図書館であるが、大学生、大学院生ともにどちらのキャンパスの図書館も利用可能である。両館ともに開館時間は、月曜日から金曜日は午前 8 時 30 分から午後 6 時まで、土曜日は午後 4 時 30 分までとなっている。両館ともに、AV 資料を含む全蔵書はデータベース化され、OPAC による検索が可能である。館内にそれぞれ蔵書検索用パソコンを 3 台ずつ設置している。図書館内での書誌データは現段階では学内・館内利用に留まっているが、文京キャンパス図書館は、地域との連携を深めるため、現在、文京区が推進している文京区民による大学図書館利用に協力することを検討している。

○川越図書館

川越キャンパスの図書館は、平成 14 年（2002 年）に設置され、平成 26 年 5 月現在、蔵書数は 52,853 冊、CD・DVD 等の視聴覚資料の所蔵数は 14,723 枚である。

蔵書構成は、音楽大学のため、音楽書、楽譜資料および視聴覚資料を重点的に所蔵している。また関連分野として文学・歴史・美術全般を体系的に収集し蔵書構築を図っている。平成 25 年度における図書館の活動状況は、年間開館日数は 244 日、来館者数は 12,612 人である。年間の利用状況は、楽譜 1,696 冊、図書 1,326 冊（音楽書 1,156 冊／一般書 169 冊）、視聴覚 5,859 件である。図書館内の席数については、閲覧席が 66 席、視聴覚室に 24 席、計 90 席が設けられている。視聴覚機材については、オーディオ機器 16 台、テレビ 9 台、DVD 再生機 19 台、LD 再生機 9 台、LP 再生機 6 台、録音機器 9 台を設置し、必要に応じて利用できるようになっている。なお、受付レファレンスは、年間 957 件となっている。

従前は、館内の配架状況や利用者へのサービスは必ずしも十分とは言えず、その要因として図書館職員の専門的知識等の不足が挙げられていた。このため、平成 25 年度より、図書館スタッフを刷新するとともに、図書館の改善計画を進めることとし、文京キャンパス図書館と共同して図書館資料の適切な分類への変更、分類やアルファベットごとの並べ替え、わかりやすい見出しの作成等に着手するとともに、レファレンス等の利用者サービスの充実化を図っているところである。これらの改善計画と作業結果は、図書貸出冊数や楽譜利用数、レファレンス数にも如実に現れ、大きな成果を上げている。さらに平成 25 年度からは、両図書館間での連携を密にし、キャンパス間を行き来する学生・教員のために資料の取り置きを依頼するなど、サービス向上に努めている。

○文京図書館

文京キャンパスの図書館は、昭和 56（1981）年に短期大学図書館として開館したが、平成 20（2008）年度から東邦音楽大学大学院の授業を文京キャンパスで実施することになったことに伴い、大学院図書館としての機能を併せ持つようになった。大学院生は、大学院資料はもちろん、短期大学の図書等の資料として整備してきたものについても利用しているところである。

平成 26（2014）年 5 月現在の蔵書数は 45,708 冊（大学院図書 1,797 冊、短期大学図書 43,911 冊）、CD・DVD 等の視聴覚資料の所蔵数は 14,664 枚（大学院 949 枚(153 タイトル)、短期大学 13,715 枚）である。蔵書構成については、川越図書館と同様、音楽大学のため、音楽書、楽譜資料及び視聴覚資料を重点的に所蔵している。また関連分

野として文学・歴史・美術全般を体系的に収集し蔵書構築を図っている。平成 25 年度における年間開館日数は 241 日、来館者数は 7,264 人（うち大学院生は 869 人）である。年間の利用状況は、楽譜 5,621 冊、図書 1,949 冊（音楽書 1,515 冊/一般書 434 冊）、視聴覚 7,383 件である。文京図書館の席数は、閲覧席 64 席、視聴覚室 32 席の計 96 席で、視聴覚機材についてはコンポ 20 台、テレビ 5 台、ブルーレイ再生ディスク 3 台、LD 再生ディスク 3 台、VHS 再生機 5 台を設置している。なお、受付レファレンスは年間 1,167 件で、そのうち大学院生は 63 件である。

（楽器と楽器庫）

ピアノについては、大学及び大学院で 164 台を設置しているが、そのうち大学の保有台数は 131 台で、グランドピアノ 113 台、アップライトピアノ 18 台となっている。そのほか、「東邦ウィーンアカデミー」にはベーゼンドルファー 2 台を含むグランドピアノ 9 台、アップライトピアノ 3 台を設置している。また、ピアノの調律、調整などのメンテナンスは年間定期的実施し、音楽大学の中では最高レベルにある。

管弦打楽器（短期大学と共用）については、総台数 305 台を保有しており、文京キャンパス、川越キャンパスそれぞれに温度と湿度の管理装置を装備した楽器庫を設けている。ピアノを除く楽器のキャンパス間の運搬は適時行っている。

（情報教育施設）

川越キャンパスのコンピュータ教室にパソコン 36 台を設置しているほか、教職員のためのパソコンを 20 台設置している。文京キャンパスには、大学院生の研究スペースとして大学院ステーションと文献支援室を設置しており、文献研究室にはパソコン 3 台とインターネット環境を整備している。

（施設設備の安全性）

・防災等の災害対策については、「防災対策マニュアル」及び「消防計画」を制定し、災害時における連絡、避難、安全確保のための体制を確立している。また、年 1 回、4 月のオリエンテーション期間には教職員と学生による防災訓練を実施し、また、9 月初頭に学園全体として防火防災会議を開催し、「防災対策マニュアル」及び「消防計画」を再確認するとともに体制の徹底を図っている。消防設備については年 4 回点検を実施している。

・建物の耐震については、川越キャンパスの校舎は平成 17（2005）年 5 月の建築であり、建築基準法施行令改正（1981 年）による新耐震基準に則した建築となっている。また、建物の衛生管理のため、校舎・食堂は年 2 回定期消毒を行っている。

建物全体は機械警備システム及び防犯カメラにて常時監視しており、火災や防犯等に備えている。建物の正面入口には警備員室を設置し、警備員が常駐（6：30～21：30）している。警備員不在の時間帯については警備会社と契約し、機器による監視を行っている。また、職員の勤務時間帯は、事務室においても常時テレビカメラによる監視が可能な状態となっている。

・電気・機械設備については、冷暖房設備を含めて、年 2 回専門技術者による定期点検を実施し、安全性の確保、確認を行っている。ガス器具等についても、ガス会社の保守要員による巡回検査を実施している。水道等の給排水設備については、受水槽、汚水槽等を含め、年 1 回定期点検を実施し、法定上の安全確保に努めている。特に、水質管理

には留意し、飲料水については残留塩素等の測定を実施している。

(利便性 (バリアフリー))

大学は、施設のバリアフリーについても配慮し、主校舎にはエレベータを設置するとともに箱内には車椅子利用者のために鏡を設置しているほか、音楽ホールには階段スロープを設置している。また通路・床等も極力段差を無くすように配慮するとともに、段差への対応のため移動可能なスロープ板を配置している。

(学生の意見)

学生の意見反映については、学生会等から出された意見、学生相談室や事務局教務学生担当に寄せられた意見等を汲み上げ、学生部長ならびに学生委員会等における検討を経て、極力反映できるよう努力している。

【資料 2-9-1 大学案内】 ・ 【資料 2-9-2 東邦音楽大学ホームページ (キャンパスマップ)】 ・ 【資料 2-9-3 学生サポートハンドブック 2014】 ・ 【資料 2-9-4 東邦音楽大学 図書館利用案内】 ・ 【資料 2-9-5 東邦音楽大学 図書館利用状況】 ・ 【資料 2-9-6 学校法人三室戸学園消防計画 (防火防災対策を含む)】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

大学音楽学科、大学院音楽研究科ともに、音楽専門教育機関としての特性上、実技教育は教員と学生のマンツーマンが基本である。大学 1、2 年次の必修授業である演習系の「ソルフェージュ」や「音楽の基礎理論」の場合には、1 学年を複数教員が習熟度別にクラス分けして担当しており、1 クラスは平均して 20 人前後であり、これも適切なクラスサイズといえる。講義系の授業では、外国語科目は 1 クラス平均 20 人前後になるように、クラス分けして授業を実施しており、これも適切なクラスサイズといえる。授業を行う学生数としては適切な環境を維持している。

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

より効果的な教育に資することを目的に、今後も引き続き、教育環境の整備を適切に行うとともに、授業のクラスサイズや時間割編成の仕方等を勘案しながら、学生により快適な学習環境を提供することができるよう、取り組んでいく。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律の誠実性の維持の表明

- ・ 本学の経営は「学校法人三室戸学園 寄附行為（以下「寄附行為」という。）に基づき適正に運営されている。

また、運営に当たっては、「理事会規程」を定め学校法人としての社会的責務を果たすため経営の規律を保っている。

【資料 3-1-1 学校法人三室戸学園 寄附行為】 ・ 【資料 3-1-2 学校法人三室戸学園 理事会規程】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 本学園の目的は、寄附行為において「この法人は、創設者三室戸為光の遺志を三室戸東光が継承し、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、情操豊かな音楽指導者、音楽文化に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めており、この目的達成のために経営・管理組織の整備充実を図っている。
- ・ 経営・管理のための組織として「理事会」及び理事会の諮問機関である「評議員会」が設置されているほか、理事長を議長とし、学園本部長、事務本部長及び各本部の室長並びに附属学校の校長等で構成する「責任者会議」を設置している。各機関等においては、それぞれの役割の下に学園の事業計画及び実績、並びに学園が取り組むべき課題等について共通認識を持ちながら、常に使命・目的達成のために全学園を挙げて取組んでいる。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

- ・ 本学園は、寄附行為第3条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い」と定めているとおり関係法令を遵守して法人及び大学の運営を行っている。
また、大学及び大学院の教育目的は、教育基本法及び学校教育法が規定する大学の目的の趣旨に合致している。さらに、本学は、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、私立学校振興法、学校法人会計基準等を遵守し、これに基づいた学内規定等についても適切に制定しているほか、法令等の改正や関係通達等があった場合には速やかに対応することとしている。
- ・ 本学の教職員は、学校教育法や私立学校法等の法令のほか、就業規則、事務組織規程、経理規程等の学内諸規程に基づき適切に業務を遂行することとし、その遂行に当たっては法令遵守が義務付けられている。
また、個人情報保護や公益通報に関する規程等についても定めている。

【資料 3-1-3 学校法人三室戸学園規程集（目次）】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 本法人は中学校から大学・大学院までを設置しており、それらの全ての学校において環境保全・環境保護に努めている。学園全体としては、キャンパス内の緑化やゴミの分別収集、リサイクル活動等を行っているほか、附属学校においてはエコキャップ運動も実施している。そのほか、夏場等においては省エネルギー対策として冷房温度の28℃ 設定やクールビズの実施も積極的に実施している。
- ・ また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントについて、毎年度理事長・学長名の文書を学内に掲示するとともに、教授会等において学長から注意喚起を促すなど常にそのような事態が起こらないように全学を挙げて努めている。
- ・ 安全対策としては、火災、震災等の災害や学内における事故防止、防犯対策にも積極的に努めている。

火災等の災害対策については、震災等の災害対策を含めた「学校法人三室戸学園消防計画」を毎年度作成し、9月には防火防災対策会議（議長：理事長）を開催し、火災等の予防や災害時の対応等について周知徹底を図っている。また、消防署等の協力を得て毎年避難訓練も実施しているほか、AED（自動体外式助細動器）についても設置している。

防犯対策等については、警備員による巡回警備のほかキャンパス内に監視カメラ等を設置し安全確保に努めている。

【資料 3-1-4 教職員倫理遵守の厳守について】 ・ 【資料 3-1-5 学校法人三室戸学園消防計画（防火防災対策を含む）】 ・ 【資料 3-1-6 東邦音楽大学ホームページ（教育情報・事業報告）】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公開

- ・ 教育情報の公開については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定及び文部科学省通知等に基づきホームページ等において公開している。
- ・ 財務情報については、私立学校法第 47 条の規定及び文部科学省の財務情報の公開等に関する通知に基づき、教育情報と同様にホームページ等において公開しているほか、大学等の掲示場所に掲示し広く公開に付している。

【資料 3-1-6 東邦音楽大学ホームページ（教育情報・事業報告）】

(3) 3-1 の改善・向上方策

- ・ 公共性の高い学校法人としての社会的使命を果たすため、法令等を遵守し経営の規律と誠実性を保持しているが、少子化の進展をはじめ高等教育をとりまく社会的環境等が大きく変化する中、社会や学生の大学に対するニーズの変化を的確に捉え対応していくことが求められている。本法人では、中期計画（5 ヶ年計画）の下に毎年度事業計画を策定しているが、この計画を実践・実現し、建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動の一層の改革と発展充実に努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-1-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定が出来る体制の整備とその機能性

1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 をみている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本法人における役員及び理事会については、学校法人三室戸学園寄付行為においてそれぞれ定められており、理事は 5 人以上 7 人以内、監事は 2 人と定められている。

なお、理事の選出区分については次のとおりである。

第 1 号理事

学長

第 2 号理事（評議員のうちから理事会において選任した者） 2 人以上 3 人以内

第 3 号理事（学園功労者・学識経験者のうち理事会において選任した者）

2 人以上 3 人以内

- ・ 法人の最高意思決定機関としての理事会においては、予算・決算、事業計画・報告、人事、学則・諸規定の改廃等法人としての重要事項について審議されており、その開催状況は次のとおりで、法人としての意思決定機関としての機能を十分に果たしている。

なお、本学園においては理事会には監事も毎回出席しており、必要に応じて意見等を述べることができる。

〔平成 25（2013）年度 理事会開催状況〕

区 分	開 催 年 月 日	定員（現員）	出席者数	監事の出席
第 1 回	平成 25 年 5 月 28 日	6	6	2
第 2 回	平成 25 年 9 月 18 日	6	6	2
第 3 回	平成 25 年 12 月 11 日	6	6	2
第 4 回	平成 26 年 3 月 27 日	6	5	2

【資料 3-2-1 学校法人三室戸学園 寄附行為】 ・ 【資料 3-2-2 学校法人三室戸学園 理事会規程】 ・ 【資料 3-2-3 学校法人三室戸学園役員名簿・評議員名簿】 ・ 【資料 3-2-4 理事会開催状況】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理事会は、本学職員及び学識経験者で構成されており、多様な意見の取入れが出来るようになっている。また、単科大学であることから、理事の人数も比較的少ないため緊急の課題等に対しても即時に対応できる利点があり、今後とも出来る限り様々な課題や変化にも対応できるようにしていきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 をみたしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・大学及び大学院における教育研究に関する意思決定については、学則及び教授会規程等に基づき毎月1回以上の教授会が行われている。
- ・教授会においては、各種委員会において行われている審議や検討事項のほか、各専門領域ごとに行われている専門部会での状況が毎回報告されている。
また、教授会での審議事項については、各種委員会及び専門部会のほうにも報告がされている。
- ・教授会の構成員は、平成25（2013）年度までは教授のみが出席していたが、平成26（2014）年度からは准教授である教務委員会と学生委員会の委員長も出席させることとし、より学内における教学的な課題にも広く周知し対応できるようした。
- ・そのほか、教学を担当している事務本部長及び事務本部長補佐が教授会に出席して説明し、意見を述べるようになってきている。
- ・なお、本学は、単科大学であるため、学長が教授会の議長を務めており、また学長は法人の理事長を兼ねているため、法人の方針及び大学の基本方針についても随時教授会においても説明を行うなど、大学におけるリーダーシップをしっかりと果たしている。
- ・大学院については、大学院学則及び大学院音楽研究科規程に基づき随時研究科委員会を行っており、研究科委員会の構成は原則として大学院教授としているが、随時准教授を含めた研究科委員会（「拡大研究科委員会」と称している。）を行っている。

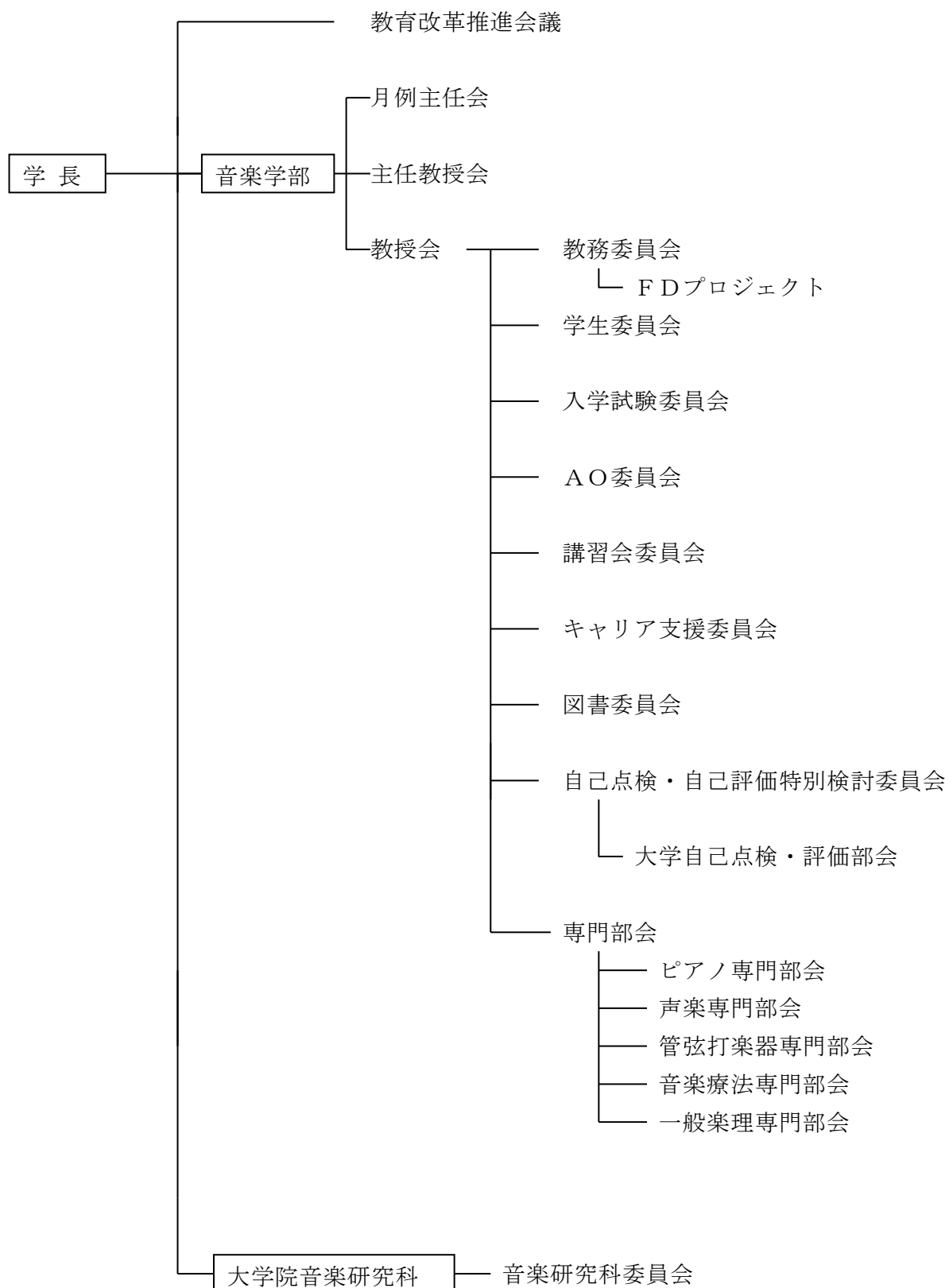
【資料 3-3-1 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 3-3-2 東邦音楽大学大学院学則】 ・

【資料 3-3-3 東邦音楽大学教授会規程】 ・ 【資料 3-3-4 東邦音楽大学主任教授会規程】 ・ 【資料 3-3-5 東邦音楽大学大学院音楽研究科委員会規程】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学長は、法人の理事長を兼ねており、法人及び大学運営の責任者として教授会、研究科委員会はもとより、全学的な意思統一を図りながら目的達成のために、より一層教育研究活動をリードしていくように務める。

図2 東邦音楽大学教学関係組織



3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-② リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 をみたしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・法人全体の最高意思決定機関は理事会であり、教育研究活動に対する審議機関は教授会であるが、本学では小規模単科大学でもあり、両者の長を同一者が兼ねているため、両者間における意思の疎通並びに意思決定のためのコミュニケーションはまったく問題がないところである。
- ・教育研究活動に係る課題については、教授会の審議に諮る前に、学長を議長として教務部長、学生部長等の全学的な役職教員と各専門領域の主任教授による「主任教授会」が行われ、教授会において審議される事項及び大学としての課題等について協議並びに意見交換等が行われ、問題の共有と課題解決への方策等について議論が行われる。
- ・また、各専門領域においては、教授会への報告事項等について、原則として当該領域に所属する全教員による審議検討等が行われ、その内容等がそれぞれの専門領域の主任から教授会に報告されるようになっている。
- ・さらに、平成 25（2013）年度に引き続き平成 26（2014）年度においても、様々な教育改革課題に臨機にかつ柔軟に審議を進めていくために学長諮問機関として「大学教育改革会議」を設置した。この会議の構成員については、複数の専門領域から選出するとともに、教授、准教授及び講師と各職階にまたがる構成とし、幅広く意見等の集約を図ることとしている。
- ・また、法人と教学部門の事務局及び教員と事務職員とのコミュニケーションについては、小規模大学であり単科大学であるという利点から常日頃から遺憾なく発揮されている。

【資料 3-4-1 東邦音楽大学教授会規程】 ・ 【資料 3-4-2 東邦音楽大学主任教授会規程】 ・ 【資料 3-4-3 東邦音楽大学教授会開催状況】 ・ 【資料 3-4-4 学校法人三室戸学園責任者会議】

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的を達成するために、理事長・学長のリーダーシップの下に、法人と大学、管理運営部門と教学部門、さらには教職員間のコミュニケーションを適切かつ円滑に行い、全学的な意思決定を図るため、法人及び学内の様々な機関が連携を図り、より一層の運営改善に努めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 をみたしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

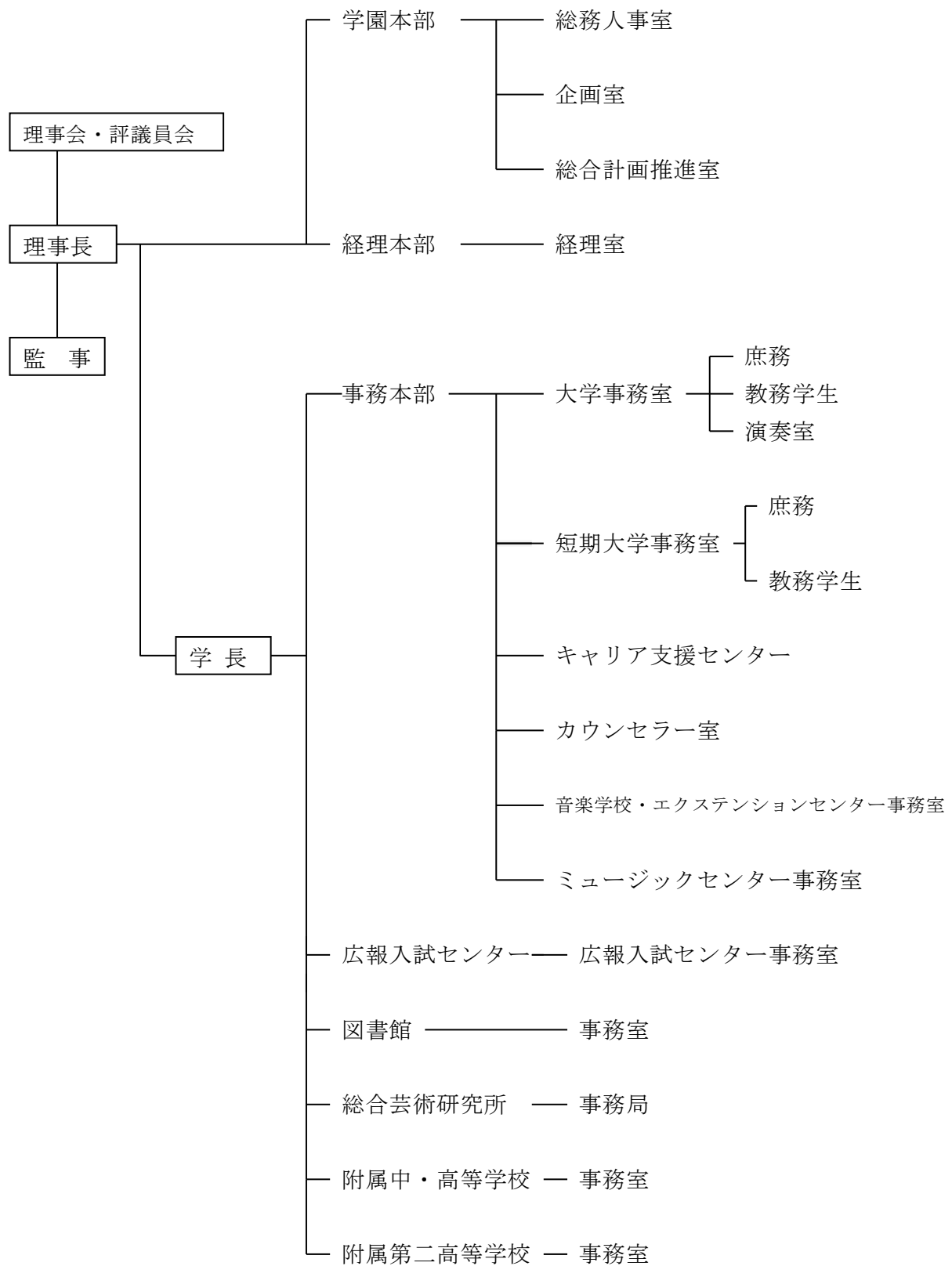
- ① 本法人の事務組織は図 3 のとおりで、学校法人三室戸学園組織及び事務分掌規程により、各部署の所管業務、事務分掌及び職務の権限を明確にしている。
なお、法人事務と大学事務（教学事務）の責任体制を明確にするために、法人に学園本部と経理本部を大学に事務本部を設置し、それぞれの本部に業務の統括責任者として本部長を配置している。
- ② 大学では、事務本部長の下に大学の教学事務全体を行う大学事務室（演奏室を含む。）、のほか、短期大学事務室、キャリア支援センター事務室を、広報入試センター長の下に広報入試センター事務室を設置し、効率的な業務の遂行を行っている。
- ③ 法人事務は、学園本部と経理本部に分かれており、学園本部には本部長の下に法人全体の人事及び理事会、評議員会等の業務を担当する総務人事室、各刊行物の発刊や学園全体の広報活動を行う企画室、施設等の整備計画を実施する総合計画推進室を、経理本部には予算・決算及び出納業務を行う経理室を設置している。
- ④ 大学職員として、私立大学を取巻く現状や課題について認識させるため、職員を学内の会議等に参加させるほか、知識、能力、専門性の向上や業務の効率化を図るため、文部科学省が主催する会議や私立大学協会その他団体等が主催する会議等に参加させている。

【資料 3-5-1 学校法人三室戸学園 組織及び事務分掌規程】 ・ 【資料 3-5-2 職員の会議・研修会等への参加状況】

(3) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 大学職員としての業務の遂行と知識、技能の向上を図るため、中堅職員にとどまらず若手職員についてもこれまで以上に学内の会議や企画に積極的に参加させるとともに、学外の会議や研修会等に参加させ一層の向上を図るように務めている。

図3 学校法人三室戸学園 事務組織図



3-6 財政基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 をみている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園では、教育の質の向上、安全管理及び財務内容の改善に関する目標を達成するため学校法人三室戸学園中期計画（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定し、これに基づいて毎年度事業計画を策定している。特に、同期間における財政計画について学校法人三室戸学園中期財政指針として定め、これらに基づいて運営等を実施しているところである。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は音楽系単科大学であるため、財政基盤は、学生生徒の学納金収入によるところが大きい。近年の少子化等の影響により学生数が急激に減少しており、学生納付金収入も減少している。

このため、学園としては、学生確保に全力を挙げて取り組むとともに、支出についても抑制を図るべく教職員の意識改革に努めている。特に、学生確保については、平成 23（2011）年度に広報入試センターを設置し一元的に業務を行うほか、各専攻の教員からなる学生募集ワーキンググループを設け、学生募集のための取組みについての企画・立案を行うとともに、全学の教職員の協力の下に様々な事業を実施している。これらの事業計画及び結果等については毎月実施される教授会において広報入試センター長から報告等が行われるとともに、更なる協力要請等が行われている。

また、適正な収支バランスのためには、収入の増とともに支出の抑制が不可欠である。支出の中で最も大きいのが人件費である。このため、若手職員や常勤的非常勤職員（嘱託職員）の採用及び人材派遣会社からの派遣職員の活用にも取り組んでいる。さらに、各部局に対しては、予算要求に当たっては原則としてマイナスシーリングでの要求することを義務付けているほか、新規事業についてはスクラップアンドビルドを原則としている。

なお、現時点においては、現金預金及びリスクの低い有価証券の運用等により、校舎耐震のための 2 号基本金の積立を含め運営、他からの借入れ等に頼らない自己資金による運営を行っているが、近年の支出超過を鑑みると厳しい状況となっているため早急に改善に努める必要があると考えている。

〔法人全体〕

（単位：千円）

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
-----	----------	----------	----------

学生生徒納付金	1,122,278	1,097,770	1,036,244
帰 属 収 入	1,592,972	1,607,574	1,673,027
消 費 収 入	1,527,682	1,554,914	1,650,153
消 費 支 出	1,919,341	1,842,195	1,853,149
消費支出超過額	391,659	287,281	202,996

〔大 学〕

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学生生徒納付金	899,165	890,354	803,310
帰 属 収 入	1,097,394	1,085,675	964,738
消 費 収 入	1,078,402	1,066,585	958,799
消 費 支 出	1,028,062	1,028,745	1,056,050
消費支出超過額	△ 50,340	△ 37,840	97,251

【資料 3-6-1 学校法人三室戸学園中期計画】 ・ 【資料 3-6-2 平成 26 年度 学校法人三室戸学園事業計画】 ・ 【資料 3-6-3 学校法人三室戸学園中期財政指針】 ・ 【資料 3-6-4 平成 25 年度決算報告書】

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤の確立には、学生納付金収入の増、つまり学生数の確保が不可欠である。このため、平成 26（2014）年度には、学納金について見直すとともに、学生のニーズ等に応えるため、「演奏家コース」と「教職特設コース」を新たに設置し、本学の特色をさらに強調することにより学生獲得に努めることとしている。また、これまでと同様資産について適切な運用を図るとともに人件費をはじめとする経費の節減合理化について努力を続ける。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と適正な実施

1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 をみたしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園における会計処理は、学校法人会計基準及び関連通達・指針を遵守するとともに、学園として制定している「学校法人三室戸学園経理規程」、「監事監査規程」等の規程に従って処理が行われている。

まず、当該年度の予算額については、各部署からの予算要求書の要求内容等について

精査し、その査定額を各部署に通知するとともに、当該予算額を経理室において電算処理を行いデータとして管理し、この予算額に基づいて執行が行われる。

物件費や人件費等の購入・契約及び支払い等については、経理室と連絡をとりながら、執行に当たっており、10万円以上の支出を伴うものについては、大口支出伺書を経理本部に提出させ関係部局長の承認を得て執行することとするなど、それらの負担行為や支出に不整合等がないか、また会計処理上問題等がないかなどについて照査、確認を行っている。

また、経理担当職員については、学校法人会計等に関する研修会に参加させるほか、学校法人会計に関する専門誌等の購読を行い、常に経理知識のスキルアップ等を図るようにしている。さらに、顧問の税理士や会計監査法人とは、日頃から税法上の問題や会計法上の問題等について、意見交換等を行うなどし適正な会計処理に努めている。

3-7-② 会計監査の体制整備と適正な実施

学園は、会計監査法人と契約を締結し、期中監査、期末監査等通年的に会計監査を受けている。監査内容は、会計処理の方法、積立金の在り方、伝票、帳簿、現金の照合等が主であるが、それだけでなく、学園が抱える経営上の様々な課題等を踏まえての会計処理の問題等についても幅広く意見交換を行っている。

決算監査終了後の監査報告は、理事長、理事、監事のほか、学園本部長、総務人事室長、経理担当職員が出席をして行われており、監査結果に基づく指導事項等については役員、職員が共有し、速やかに改善等を行っている。

また、学園の監事は、文京キャンパス及び川越キャンパスの経理業務について書面調査等を行い、指導・改善事項等があれば理事長及び経理担当職員に対して意見又は指示を行っている。監事は理事会には常に同席しており、必要に応じ意見等を述べている。

【資料 3-7-1 学校法人三室戸学園経理規程】 ・ 【資料 3-7-2 平成 26 年度予算編成の基本方針】 ・ 【資料 3-7-3 平成 26 年度第 1 回理事会（平成 25 年度事業報告及び決算）】 ・ 【資料 3-7-4 監査報告書（平成 25 年度決算）】 ・ 【資料 3-7-5 独立監査人の監査報告（平成 25 年度決算）】

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査は、業務執行上欠くことのできないものであり、その適正な在り方が、経営や運営にも大きく影響してくる。本学ではこれまで経理上の法的な問題は出ていないが、今後は、小規模な組織ではあるが、監査担当職員の配置や、定期的又は臨時的な監査を実施するなどの体制を整備していく。

〔基準 3 の自己評価〕

本学園の経営・管理は、学校法人三室戸学園寄付行為に基づき、高等教育機関としての社会的責務と使命を果たし、建学の精神・教育理念の具現化と目的を達成するために努力を続けている。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し業務運営を適切に遂行している。

これらをチェックする役割を担う監事や理事会についても適切に機能している。理事会については、開催回数及び理事の出席状況も適切であるとともに、その審議や対応についても非常に機能的かつ的確に行われ、経営・管理上の意思決定が迅速に行われている。

理事長及び学長は、それぞれの分限においてリーダーシップを適切かつ的確に発揮し、管理運営部門と教学部門との連携が円滑に実施される体制となっている。

また、事務組織については、理事長又は学長の下に、学園本部、経理本部及び事務本部を設置し、人事、財務、施設といった管理運営部門は法人の本部に、教学関係については事務本部にそれぞれ集約することにより機能的に業務が遂行できる体制となっている。

財務基盤については、学生生徒の確保ということを学園全体の最大課題として取り組んでいるが、学校法人としての社会的立場を認識し、これまで以上に学校法人会計基準及び学園が定める「経理規程」等に則り厳正な会計処理に努めていく。

基準 4 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1》の視点

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 をみたしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における自己点検・評価については、学則において「本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う」ことを規定し、これに基づいて「点検・評価に関する規程」を制定し、「自己点検・自己評価特別委員会」を設置している。

委員会の構成は、委員長は学長をもって充て、委員には教務部長、学生部長のほか、各専攻・領域等から選出された教員及び事務職員で構成されるという全学体制をとっている。

自己点検・評価は、平成 5（1993）年度から数年単位で点検・評価項目を定め実施してきた。その結果は「自己点検・評価報告書—東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の現状と課題」第 1～第 7 号としてまとめられている。これらは教職員に配布され、さまざまな教育改革や教員の意識改革に繋がられている。

第 5 号（平成 19・20 年度）までの自己点検・評価活動をふまえ、平成 20（2008）年 6 月に「東邦音楽大学 自己評価報告書」を取りまとめ、日本高等教育評価機構の認証評価に活用し、「適合」の評価を得た。

「自己点検・評価報告書」第 1～7 号における自己点検評価実施項目は次のとおりである。

1. 第1号〔平成5（1993）～平成9（1997）年度〕
①大学・短大の建学精神 ②教育の理念 ③教育活動 ④国際交流 ⑤社会との連携
⑥教員の組織体制と研究活動 ⑦施設・設備の現状と課題 ⑧図書館の利用状況
⑨卒業生とのコミュニケーション ⑩運営・管理 ⑪自己点検・自己評価の体制とその活動 ⑫大学・短大の年譜。
2. 第2号〔平成10（1998）～平成13（2001）年度〕
①大学・短大の建学の精神 ②教育の理念 ③学生の受け入れ ④教育活動 ⑤ウィーンアカデミー ⑥国際交流 ⑦社会との連携 ⑧教員の組織体制と研究活動 ⑨総合芸術研究所 ⑩大学図書館 ⑪卒業生とのコミュニケーション ⑫施設・設備の現状と課題 ⑬運営・管理 ⑭自己点検・自己評価の体制とその活動 ⑮大学・短大の年譜
3. 第3号〔平成14（2002）～平成16（2004）年度〕
①建学の精神、理念、目的 ②組織・制度 ③学生の受け入れ ④教育活動 ⑤ウィーンアカデミー ⑥国際交流 ⑦社会との連携 ⑧教員の研究活動と研究誌 ⑨総合芸術研究所 ⑩大学図書館 ⑪卒業生とのコミュニケーション ⑫施設・設備の現状と課題 ⑬運営・管理 ⑭自己点検・自己評価の体制とその活動 ⑮大学・短大の年譜
4. 第4号〔平成17（2005）～平成18（2006）年度〕
①学生の受け入れ ②教育活動 ③国際交流 ④社会との連携
5. 第5号〔平成19（2007）～平成20（2008）年度〕
①教育の内容（FD 骨子、履修状況、演奏旅行、学生による授業計画）、
②学生支援（入学支援、学習支援、進路支援）
6. 第6号〔平成21（2009）～平成22（2010）年度〕
①社会連携 ②キャリア支援 ③財政と経営
7. 第7号〔平成23（2011）～平成24（2012）年度〕
①社会連携 ②キャリア支援 ③財政と経営

また、平成 17（2005）年度から、学生による「授業アンケート」を全科目について行っており、各教員がその結果をもとに、科目ごとの現状の分析と今後の改善策を提出している。その内容はアンケート調査の結果とともに「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、教職員に配布されるとともに、授業改善や教育改革のための資料として活用されている。特に、平成 14（2002）年度に設置した FD 委員会においては、これらの報告書を参考にしながら、教育改革等に取り組んできた。

以上のことは、本学が教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価できる。

- 【資料 4-1-1 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価特別検討委員会】
・ 【資料 4-1-2 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価報告書】 ・
【資料 4-1-3 平成 25 年授業改善のための学生アンケート実施報告書】 ・
【資料 4-1-4 平成 26 年度 大学アカデミックスケール】

(2) 4-1 の改善向上方策（将来計画）

今後とも大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を継続的に行い、教育内容の改善・向上に努めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2》の視点

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 をみたしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価を開始した当初は、多くの項目について網羅的に実施していたが、小規模な単科大学として自己点検・評価を大学の改善に資するために実施することを考え、毎年度網羅的に実施するのではなく、自己点検・評価する事項を絞りながら実施していくこととしている。

自己点検・評価を行う項目が決定されると、大学自己点検・評価部会の下に、当該項目に関係する部局の担当者が原案等を作成する。作成された原案をデータ等照合しながらと事実関係等について確認の上、委員会において最終案を作成し学長に報告後、学内に公表している。

このように、自己点検・評価に当たっては、評価項目の選定、作業の主体、手続き等において客観性や透明性が確保されていると考える。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学では、日頃から学園本部、経理本部及び事務本部においてそれぞれ担当する業務に関連した資料の収集、保管並びに関連データを作成している。

特に、学生生徒については、毎年5月1日現在で学校種別、学年別、専攻別の状況について、また教職員についても所属別、専任・非常勤別等について、いずれも毎年5月1日現在で調査を行い、調査結果を関係部局に配布している。

そのほか、学生の授業等の出欠状況調査を年間5回実施しているほか、平成17年度からは「学生による授業アンケート」を実施しており、これらの調査結果についても教職員に配布し、授業等の改善に資するようにしている。

そのほか、音楽大学の特色である各種のコンサートの実施状況やボランティア演奏会等の状況についても毎年度取りまとめ、本学園の事業報告等に盛り込んでいる。

これらの調査結果は、毎年度の実績の積み重ねとなり、自己点検評価の基礎資料に繋がり、また本学の教育改革・改善のための基礎資料となっている。

【資料 4-2-1 平成 25 年度事業報告書】 ・ 【資料 4-2-2 全学園生数】 ・ 【資料 4-2-3

教職員人数表】 ・ 【資料 4-2-4 東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」としてとりまとめ、学内の各部局、教職員等に配布しているほか、学内図書館に配置し閲覧に供している。

なお、自己点検・自己評価報告書そのものの学外への配布等については現在のところ行っていないが、それらの中に含まれる事業やデータ等については、毎年度の「学校法人三室戸学園事業報告」の中に記述し、ホームページにも掲載している。

(1) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、改革・改善あるいは社会に公表する際の基礎となるデータや情報について、適正に収集、分析するとともに、それらのデータを自己点検・評価等に生かすように努める。

また、社会から期待される高等教育機関として、それらのニーズに応えるためにも情報の公開や公表に努めるようにしていきたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3》の視点

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 をみたしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学では、平成 6 年 4 月に学長を委員長とした自己点検・自己評価特別検討委員会を設置し、その委員会の下に「大学自己点検・評価部会」と「短期大学自己点検・評価部会」を設置し、本学が果たしている大学としての社会的責任に対して自ら確認するとともに大学の教育研究活動の改善や質的向上を図るために、自己点検・評価項目を設定し、実施している。

本学の特徴は、建学の精神・教育理念に掲げているように少人数教育の下、学生一人ひとりの資質や能力に応じた決め細やかな教育を実施し、音楽芸術教育を通して情操豊かな人格の形成を図ることである。ついては、これらの教育が実際に行われているかどうか、また、大学が実施している教育研究について学生がどう受け止めているか、ということを大学として把握し、常によりよい教育研究活動が実施されるための工夫改善が求められている。

このために、学生に対する授業改善のためのアンケート調査や学生の修学時間に対する調査とともに、自己点検・自己評価を実施している。この結果は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」として取りまとめられ、教授会や委員会等

に報告するとともに、大学図書館に配置するなどし、学内の教員が広く共有することにより、教育改善のための次の自己点検・評価に繋げている。

なお、自己点検・評価の実施において、本学は小規模な単科大学であるため教員間の連携はもとより、教員と事務職員の間においても円滑かつ機能的運営が行われている。

また、自己点検・評価は大学の教育活動の範囲にとどまるものではなく、大学並びに法人の管理運営等にも大きく係わるものであるため、法人の理事会にも報告等を行い、意見等を聴し次に繋げているところである。

【資料 4-3-1 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価特別検討委員会】
・ 【資料 4-3-2 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価報告書】

(2) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、これまで評価項目を独自に設定し実施している本学の自己点検・評価だけでなく、第二サイクルに入った日本高等教育評価機構による認証評価及びその実施に当たってのエビデンス集の在り方も踏まえながら、本学における自己点検・自己評価の在り方について検討するとともに、教職員に自己点検・評価等の必要性・重要性についてさらに認識させ、できるだけ多くの教職員が自己点検・評価に直接係われるように人材の育成に努める。

〔基準 4 の自己評価〕

本学における自己点検・評価活動は、教育研究活動の質の保証と改善を図るとともに、本学が高等教育機関として社会的使命を果たすために、本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を実施するための体制を整備し、そのもとに的確に実施されているものと考えている。

自己点検・評価の実施に当たっては、現状把握のために必要な調査やデータ及び資料を十分に収集し分析しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価結果を報告書として作成し、教職員に配布するとともに、図書館に配置し閲覧に供するなど誠実に実施しているところである。また、教育研究組織が相互に有機的に連携され、教育改善に結びつく仕組みが構築されており、自らの結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが整っていると考えている。

このように、本学は関係法令等を遵守するとともに、大学独自に自己点検・評価項目を設定し実施しており、基準 4 について満たしていると考えます。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有

《A-1 の視点》

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

(1) A-1 の自己判定

基準項目を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

本学は、長年にわたって地域との関係を深める努力を重ね、地域の教育の向上、文化の進展に寄与している。全学が一体となって「開かれた大学」を目指し、教育・研究成果を発信し続けている。教員の個々の活動、教職員・学生の組織的活動、施設設備の活用など多方面にわたる領域で社会貢献を行っている。近年、自治体と交流協定を結び積極的に地域貢献を展開している。音楽教育・研究の質的向上を踏まえた社会貢献は、本学の教育方針の重要な柱であり、その教育効果は益々大きくなってきている。

地域連携・地域社会への貢献の使命・目的に関しては、建学の精神「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」を実践するための四つの基本方針として明確に定められている。有能な音楽家及び音楽教員を育成することに加え、学術・文化・社会に貢献することは、本学の教育のバックボーンをなすミッションである。この精神は、様々な機会に学長から発信され教職員の共通認識となっている。

このように本学の果たすべき使命・目的は、教育・研究活動を通じて、社会や地域に貢献することであることが四つの教育方針のなかで明確に記述され、教職員それぞれに共有されている。又、地域社会との連携を継続的、組織的に推進するため、平成 19 (2007) 年埼玉県川越市と、平成 20 (2008) 年東京都文京区と、平成 21 年 (2009) 年埼玉県と、そして平成 22 (2010) 年埼玉県ふじみ野市とそれぞれ協力協定を結び、本学が有する人的、物的、学術的資源を自治体のニーズに応じて提供する体制が整い、地域の学術・文化・生涯学習の発展に大きく貢献している。

これらの活動が高く評価され、平成 24 (2012) 年に国際ソロプチミストアメリカ連盟より「シグマソサエティ」に認定された。本学の附属第二高等学校も一貫教育活動の成果として、S クラブに同時に認定された。指導的役割を担う女性人材の育成を目指す同機関から認定されたことは、本学の社会貢献が女性の地位向上とリンクしながら評価された大きな結果である。これらの活動成果については、学内掲示、ホームページ、学校案内等において学内外への周知に努めている。又、教授会や各専門部会においても報告し、教職員の情報の共有化に逐次努めている。

【資料 A-1-1 東邦音楽大学学則】 ・ 【資料 A-1-2 地方自治体との協定書 (東京都 (文京区)、埼玉県 (埼玉県・川越市・ふじみ野市))】 ・ 【資料 A-1-3 国際ソロプチミストアメリカ連盟 (国際ソロプチミスト埼玉) シグマソサエティ認証状】

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、今後とも教育方針の重要な柱として、社会連携活動を推進していく。自治体、地域への知的、物的資源提供だけでなく、文化の発信基地としての役割を本学の持っている様々なシーズを用いて展開していくつもりである。古い町並みが残る小江戸川越と「ジャズフェスティバル」のコラボレーションからの街づくりやふじみ野市における青

少年の情操教育と福祉の連携による「優しい街づくり」又、南古谷地区におけるウインドオーケストラ活動による青少年の地域参加と新しい文化創造等、現在取り組んでいる活動の更なる推進に寄与し、大学を核に新しい時代の文化の形を追求していく。また、公開講座、シティカレッジ、そして音楽普及のための質の高いコンサート活動の充実に努めていく。

A-2 地域連携・貢献の具体性

《A-2 視点》

A-2-① 自治体や自治会との連携

A-2-② 教育現場との連携

A-2-③ 生涯学習への貢献

A-2-④ 付属施設の取り組み

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

社会連携・地域貢献の方針に基づいて四つの評価の視点を立て、視点ごとに具体的な活動事例を記述し評価する。下記の事例以外の活動は、「地域連携・社会貢献資料」を参照されたい。

A-2-① 自治体や自治会との連携

本学では、自治体との協力・連携を深めるため平成 19（2007）年埼玉県川越市、平成 20（2008）年東京都文京区、そして平成 22（2010）年埼玉県ふじみ野市と相互連携協定を結んだ。また、独自に大学が立地する南古谷自治会を中心とした近隣地域との自治体と連携を強化し、音楽を通して様々な活動を繰り広げている。それらの活動は、南古谷近隣地域の教育・文化の質的向上に目ざましい影響を及ぼしている。

1) 音楽鑑賞教室

従来から近隣の小・中学校の音楽鑑賞教室は、随時受け入れていたが、平成 23（2011）年度からは、ふじみ野市教育委員会からの依頼により、市内の小学校 6 年生及び中学 3 年生を対象とした音楽鑑賞教室を毎年 2 回にわたり本学グランツザールで開催している。この活動を主に担当している本学ウインドオーケストラは、質の高い演奏の提供はもとより普段目にすることの少ない楽器の紹介や合唱曲をプログラムに取り入れることによって、参加型の音楽教育を感動体験と共に実践している。関係者からの要望は、年々高まっている。

2) 南古谷ウインドオーケストラ

この活動は、川越市の南古谷地区子どもサポート委員会との連携により発足した。本学の管弦打楽器専攻の学生が、南古谷地区三つの中学校と地域住民とともに大編成の吹奏楽団を結成し、本学の教授陣の指揮と指導の下、定期演奏会の開催や各種のイベントに積極的に参加している。地域住民の一体化、音楽による情操教育の実践化、若い世代への音楽の普及、又学生においては、子どもたちに指導することによる新たな音楽への

取り組みが生まれるなど様々な効果を及ぼしている。本学のグランツザールでの定期演奏会は、常に聴衆が溢れている状況である。地域住民の一定の評価が既に定着している。

3) ボランティアコンサート

本学に対して学生への演奏依頼、各種ボランティア依頼は年間数多くあり、学生にとっては演奏機会を得て専門の勉強への励みにもなると同時に、社会の一員としての自覚を持つきっかけにもなっている。ボランティアコンサートは、将来のキャリア形成のために有効な活動として捉え、教務・学生担当、キャリア支援センターと連携しながら積極的に支援している。学生たちの中には、このようなボランティア演奏をきっかけとして、自主的にアンサンブルグループを組んで、音楽を通して仲間との信頼関係を築く出会いの場にもなっている。

【A-2-1 東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料】

A-2-②教育現場との連携

1) ブラスクリニック

本学では、平成 17 (2005) 年から中学生・高校生を対象に管・打楽器の演奏技術向上及び音楽教育の普及を目的として、大学全体を会場としたブラスクリニックを開催している。埼玉県及び近県中学校・高等学校の吹奏楽部を集め実施している。楽器ごとのレッスンや基礎奏法及びアンサンブルの指導等バラエティーに富んだメニューを用意している。指導は本学の教員、学生その他卒業生及び研究員が担い、大学全体で取り組んでいる。更に、埼玉県川越市吹奏楽連盟、茨城県吹奏楽連盟、群馬県邑楽館林吹奏楽連盟等からの依頼によるクリニックも行っている。技術向上だけでなく、音楽の普及にも目を配りその役割は年々大きくなってきている。定員をはるかにこえる応募があり、ニーズに答えられない状況を今後徐々に改善していきたい。

2) 中学生・高校生のための日本管弦打楽器ソロコンテスト (文部科学省後援事業)

この事業は、平成 16 (2004) 年に中学生・高校生に対する管弦打楽器の演奏技術向上と音楽の普及啓発運動の一環として始められた。初期段階においては、埼玉県及び埼玉県教育委員会、県内各市町村の教育委員会の後援の下、「埼玉県管弦打楽器ソロコンテスト」として始められたが、若い才能の発掘の場としてまた、教育的効果も高く評価され平成 18 (2006) 年度文化庁、平成 19 (2007) 年度文部科学省から後援を受けることになった。その結果、対象も全国の中学生・高校生に広げられ、名称も「日本管弦打楽器ソロコンテスト」となり更に充実した事業に発展した。平成 25 年度からは最も優秀な演奏を行った中学生及び高等学校生に対して、それぞれ文部科学大臣賞も授与されることとなった。第一線で活躍する審査員の演奏に対する丁寧な講評やアドバイスは、参加者や引率教員に好評をもって迎えられている。受賞者が行うグランツザールでの演奏会は、非常に質が高く年々評価を高めている。

3) 児童支援ボランティア活動

本学は、平成 17 (2005) 年度からふじみ野市と協定を結び、学生の教育実践活動の向上も視野に入れながら、近隣の小学校に対する支援活動を始めた。教職課程履修者の 2 年生から 4 年生が、学校現場の中で様々な活動を支援している。「フレッシュサポータ

一」「南古谷小学校ボランティア活動」等の名称の下、音楽以外の学習支援やクラブ活動のサポートを積極的に行っている。教職を希望する学生達のキャリア意識の向上に極めて有益であり、このプログラムの体験の中から新しい取り組みに挑む学生も見受けられる。

【資料 A-2-1 東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料】

A-2-③ 生涯学習への貢献

1) 川越市大学間連携講座

本学では、近年急速に高まっている生涯教育の一環として、学外の人々を対象にした講座を実施している。川越市と連携して開講している「川越市大学間連携講座」は、その代表的なものである。市民に対して様々な角度から、音楽教養を高めるための素材と施設を提供している。この公開講座は、川越市内の大学間で連携し、各大学の独自の講座を提供し合いながら、川越市民の文化教養度を高めることに貢献している。本学では、実技教員の演奏を交えた講座から、音楽学や作曲の教員による作品と演奏を踏まえた時代解説や音楽家たちの知られざるエピソードの紹介等工夫を凝らしたテーマを提供している。本学の著名な演奏家によるコンサートは、好評を持って様々な年齢層に迎えられている。

【A-2-1 東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料】

A-2-④ 附属施設の取り組み

本学は、文化、芸術の発信基地としての役割と地域の情操教育並びに青少年の地域参加のサポートを積極的に行っている。近隣地域の多くが参加するグランツザールでの合唱祭やニューイヤーコンサートの実施は、地域の繋がりや交流に大きな貢献をしている。また、スポーツ少年団に対するグラウンドの開放や近隣の小学生へのキャンパスの開放など、大学が身近な存在として住民に感じられる努力を重ねている。

川越景観百選に選ばれた記念館や都市景観賞を受賞した 16 号館は、子どもたちにとって音楽文化を日常的に感じられる空間として存在し続けている。

【A-2-1 東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料】

(3) A-2 の改善点・向上方策（将来計画）

本学の掲げる四つの教育方針の一つである社会連携・地域貢献は、学生が習得した教育成果のアウトリーチとして今後とも積極的に推進していく。活動実績を点検評価し、連携、貢献の精度を高め音楽文化の発信基地としての役割を意識し、川越市、ふじみ野市、文京区の各自治体が目指す街文化の創造に寄与するつもりである。また、福祉社会の成熟化のため、音楽療法専攻の知的シーズを有効的に活用する方法論を検討していく。

〈基準 A の自己評価〉

上記のように本学は、大学の使命・目的を実行するため教育方針に社会連携・社会貢

献を重要な柱として捉えている。その活動については、教授会、各種委員会、各専門部会において相互に情報を共有し、学生、教職員一体となって各活動を実行している。

視点に掲げた四つの項目に関しても、年々その活動は数を増し成果も確実に身を結んでいる。三室戸学園中期計画においてもその推進力がうたわれ、一層の計画的、組織的連携、貢献活動が実行されることになっている。学長の諮問機関である教育改革推進会議を中心に、教務委員会、学生委員会と連携し、次のステージに向かうための審議を行っていく態勢も既に整っている。

基準 B. 国際交流等（ウィーン研修等）

B-1 大学が実施している海外研修

《B-1 の視点》

B-1-① ウィーン研修の意義・特徴

B-1-② ウィーン研修の教育的効果と東邦の目指す音楽教育の融合

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① ウィーン研修の意義・特徴

① 必修科目としての海外研修

本学のカリキュラムの中で特筆すべき科目のひとつに「東邦ウィーンアカデミー」がある。この科目は、オーストリアの首都ウィーンに所在する本学の海外研修施設（東邦ウィーンアカデミー）において学修するプログラムである。

学部においては、3年次に全員必修として15日間のウィーン研修（授業科目名：ウィーンアカデミー）が設定されている。このウィーン研修は15名程度のグループに分け、年間を通して実施されている。また、大学院は、1年次に22日間のウィーン研修が必修（授業科目名：ウィーンアカデミー特別研究）となっている。

なお、平成26年度に新設された演奏家コースでは、各セメスターに1回（10日間程度）、1年間に2回、4年間で計8回のウィーン研修（授業科目名：ウィーンアカデミー・プロフェッショナル I～IV）がプログラムされている。

近年、海外研修を取り入れている大学も見られるが、選抜されたメンバー学生ではなく、全員が必修として海外でのレッスン・授業を受けるというシステムは本学独自のカリキュラムとなっている。

② 充実した事前指導、事後指導

ウィーン研修に先立ち、学部の2年次には基礎教育科目内の必修として「ウィーンの社会と文化」（A・B各2単位）を履修させウィーンの文化や歴史など、研修前に必要とされる情報を学ばせている。

また、2年次必修の「東邦スタンダードⅡB」においては、ウィーン研修のイメージ作りとして、教員によるウィーン研修のインフォメーション講座と3年生によるプレゼンテーション「ウィーン研修体験談を聴く会」を実施している。

さらに、「東邦スタンダードⅢB」では、2年生への体験談をプレゼンテーションするために事後指導を取り入れている。

また、4月の3年生に対するオリエンテーションの際には、ウィーンに在住している本学の現地教員によりウィーンでのレッスンや授業及び準備授業の履修心得などについてレクチャーしているほか、研修に先立って引率教員及び旅行会社によるオリエンテーションが行われ、具体的な学習・生活面の準備についての指導が実施されている。

③大学独自の施設を現地に所有

ウィーン研修における宿泊、授業及びレッスンは、本学のウィーンキャンパスにおいて実施されている。ウィーンにある本学独自の敷地と建物に宿泊することにより、セキュリティ面での管理が行き届き、安心して研修を実施することができる。また、施設はベーゼンドルファーのグランドピアノを設置したレッスン室や練習室、演奏サロンなど、充実した学習環境を整えてあり、レッスンはもちろん研修期間中の各自の自主的な学習活動が十分行えるようになっている。

ウィーンキャンパスは、ウィーン市の13区（ヒーツィング）にあり、シェーンブルン宮殿に隣接する治安面の良好な緑豊かな立地であるとともに、中心部へのアクセスも地下鉄を利用し容易な場所に位置している。

なお、ウィーンでの研修は短期間ではあるが、研修期間中は現地で住民登録の手続きも実施しており、旅行者としてではなく、ウィーンの住民として過ごすこととなる。これは、現地に本学独自の施設を有しているからこそできることであり、学生の学習意欲を高める原動力の一つとなっている。

④現地に専従の教員を配置

学部学生の研修においては、引率教員本学専任教員1名が付き、研修期間24時間態勢で学生の生活面、学習面をサポートするほか、現地に専従の教員を配置しており、施設の管理、研修に必要な各種手配、研修期間中のレッスン・授業の通訳、運営、緊急時の対処などの業務に当たり、研修のスムーズな実施が可能となっている。引率教員の多くはドイツ語圏での留学経験のある教員ではあるが、現地在住の教員の運営によりセキュリティ上も安心して研修を実施することができている。

⑤多彩な現地講師によるレッスン

ウィーンアカデミーでは、ウィーン国立音楽大学の教授陣をはじめとして、ウィーン・フィルハーモニーの奏者、ウィーン国立歌劇場の歌手など、第一線で活躍している演奏家や指導者を講師として迎えており、学生たちは直接レッスンを受けることができる。

演奏家コースについては、ウィーンで4年間継続してレッスンを受けることにより、マスターコースのような単発的なレッスンではなく、日本の教員とウィーンの講師とが共同で指導する「ダブルティーチャー制」を実現している。

⑥歴史的環境と文化体験

学生は、音楽史上重要な作曲家や演奏家が過ごした足跡が残る環境に身を置くことによって、文化を肌で感じ、体験することができ、それが学習意欲の向上に結びついている。また、ウィーンでは、現地栄養士スタッフによる調理で食事が用意されており、食文化の一端も体験することができる。絵画や建造物などの音楽と関わりの深い他の芸術

にも触れることができ、音楽というカテゴリーを総合的に捉え、学習することができる。

現地でのオペラやオーケストラ等の芸術鑑賞は、学生の音楽的な感性を磨くことに結びつくばかりではなく、生涯にわたる大切な思い出として記憶されている。

B-1-② ウィーン研修の教育的効果と東邦の目指す音楽教育との融合

①学習意欲の向上

学生にとって、本学カリキュラムの中でのウィーン研修の存在は非常に大きく、事前準備の段階でも学習意欲は高まり、研修に向けた取組みが学習効果を高めている。

また、現地でレッスン・授業を受け、文化体験する中で、学生の音楽への夢や憧れの部分が刺激され、それが更なる学習意欲につながっている。それらの体験は、本学のホームページにも体験記として掲載されている。

②世界の音楽教育を学ぶ

本学が目指す音楽教育は、すべての学生を自立した一人前の音楽家・音楽人に育てるための **One to One** の教育システムである。その中味は、学生個々のレベル・ポジションに合わせて具体的な目標を設定し、その目標達成に向けて最短距離で到達できるように指導する。そして、国際的な感覚を身に付けることにより、世界に通用する音楽表現ができる人材育成を目指している。

即ち、すべての学生が世界と同じ土俵に立って、音楽を演奏したり、教えたり、音楽に関わって活躍できるようにするためには学校という教育機関は世界に通用する音楽教育が必要となると考えている。

東邦ウィーンアカデミーの教育の狙いは、一人前の芸術家として音楽界への道を示すことである。そのため三つの重要な点に留意している。

第一は、音楽と演奏様式の実践である。各時代の音楽スタイルの原則、特に表現の原則を知ることによって、フレージング、アーティキュレーション、響きから装飾に至るまですべて自分の考えで表現できるようにする。

第二は、音楽表現の普遍的原則を知ることである。これには音楽文法である対位法や和声の知識が密接に結びつくことによって表現は確固たるものになる。また、応用可能になることも確かである。

第三に、音楽家にとっての生命は響きである。この響きを作り出すための練習方法を学ぶことになる。音楽の都ウィーンでこのようなことを学べることは学生にとって生涯の宝となるものである。

このような体験によって、初めて学生は音楽という一種の言葉の文法と普遍的な意味や慣わしを実際の音楽表現の中で感覚とともに知るのであり、この共通項目を教えることこそが必要な教育であり、世界と同じ文法を持つ芸術家として自己の音楽を表現するために必要な第一歩と言えるのだと考える。

本学の音楽教育は、音楽することの楽しみを自覚し、世界中の人々に対してその誇りや歓びを広く体現できる人材を育成することである。ウィーン研修帰国後の学生の研修前と後との演奏に対する姿勢を比較するとその意義の大きさがわかる。

(3) B-1 の改善向上方策（将来計画）

音楽を志す者にとって力があれば、あるいは機会があれば海外で学びたい、勉強したいと思う者は多いが、それが実現されることは必ずしも容易なことではない。

本学でのウィーン研修は期間的には短いかも知れないが、その経験が基で大学卒業後に海外に留学することが実現したというケース多々見られる。ウィーン研修は、単に学習効果の大きさのみならず、音楽家としての将来にも導くきっかけとなっている。

今後も、ウィーン研修が音楽を志す学生にとって貴重な学習の場としてまた海外経験の場としてしっかりとその役割を果たしていくとともに、本学の国際交流のためのヨーロッパにおける拠点として活躍できるように整備充実を図っていく。

B-2 海外卒業演奏

《B-2 の視点》

B-2-① 海外における技術の向上

B-2-② 演奏を通じての国際貢献、文化交流

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己判定）

本学では、学部教育の集大成として卒業演奏旅行を実施しており 4 年次生全員が参加している。特に平成 2（1990）年度からは海外への演奏旅行が中心となっており、これまでにシンガポール、台湾、オーストラリア、アメリカ合衆国、ポーランド、オランダ、オーストリア、スロヴァキア、フィンランドの 9 カ国において行っている。

卒業演奏は、卒業の記念として単に海外に出かけ会場を借りて演奏等を行うというものではない。それぞれの国・都市を訪問し、それぞれの地における一流のオーケストラや合唱団あるいはソリストと共演しながら、その地の人たちに演奏を披露するものであり、世界の一流の演奏家たちと同じ舞台に立つことで、西洋音楽の神髄を肌で感じ、自らの音楽に対する感性を高め、より一層の技術の向上を図るものである。

海外での演奏会においては、日本古謡や日本人作曲家による作品をプログラムに加えるほか、日本の伝統的な衣装などを着て演奏・合唱を行なうなど、日本の音楽や文化の紹介にも努めている。また、演奏やその準備を通して、訪問した国の人々と触れ合い、交流することによって、大学としての国際貢献、文化交流の役割も果たしている。同時に、学生たちにとって自分たちの演奏が海外の訪問国で高く評価されることは大きな自信となり、その後の音楽活動や社会活動への大きな力となっていくことが期待される。

卒業演奏旅行の訪問国及び共演したオーケストラ等（平成 15 年度以降）

年 度	訪 問 国	共演したオーケストラ等
15 年度	スロヴァキア	スロヴァキア・フィルハーモニー管弦楽団
16 年度	〃	〃

17 年度	ポーランド	国立クラクフ・フィルハーモニー管弦楽団
18 年度	スロヴァキア	スロヴァキア・フィルハーモニー管弦楽団
19 年度	〃	スロヴァキア国立歌劇場管弦楽団
20 年度	オーストリア	シュタインリッヒフィルハーモニー
21 年度	スロヴァキア	スロヴァキア国立放送管弦楽団
22 年度	〃	〃
23 年度	ハンガリー	単独公演（ブダペスト／イタリアン・インスティテュート）
24 年度	ハンガリー	〃
25 年度	スロヴァキア	単独公演（スロヴァキア放送局コンサートホール）

〔平成 25 年度卒業演奏旅行 演奏プログラム〕

第 1 部 吹奏楽 指揮：加古 勉 ／ 東邦音楽大学ウインドオーケストラ

世界遺産登録記念委嘱曲「熊野古道～神々の道～」

吹奏楽のための「こぶし脈々たる」（日本民謡メドレー）

第 2 部 合唱 指揮：藤井宏樹 ／ 東邦音楽大学合唱団

「北越戯譜」、「追分節考」、「沖縄のスケッチ」

【資料 B-2-1 大学案内】

(3) B-2 の改善向上方策（将来計画）

近年は演奏旅行の訪問国がスロヴァキアに定着しつつあり、この地で地元の人々や音楽家といっそう深い国際交流が育まれていくものと考えられる。なお、将来的には、訪問国の多様化など、より広範な国際交流の姿も視野に入れながら、海外演奏旅行を継続、発展させていく所存である。

(基準 B の自己評価)

国際交流等の視点から、東邦ウィーンアカデミー、海外卒業演奏旅行の 2 点についての自己評価について述べたが、総じて、本学の国際交流は活発なものと評価できる。

大学における国際交流にはこのほか、大学間の交流、交換留学制度なども考えられるが、これらの点に関しても、今後検討の余地があると考えられる。国際社会において大学が果たす役割を常に意識しながら、今後も国際交流を活発に行っていきたいと考えている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F－1】	大学名・所在地等	
【表 F－2】	設置学部・学科・大学院研究科等	
【表 F－3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－6】	全学の教職員組織（学部）	
	全学の教職員組織（大学院）	
【表 F－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－8】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－5】	授業科目の概要	
【表 2－6】	成績評価基準	
【表 2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2－9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2－10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2－16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数 (最高、最低、平均授業時間数)	
【表 2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2－18】	校地、校舎等の面積	
【表 2－19】	教員研究室の概要	
【表 2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2－21】	附属施設の概要（図書館を除く）	
【表 2－22】	その他の施設の概要	
【表 2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2－24】	学生閲覧室等	

【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3- 1】	職員数と職員構成 (正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 3- 2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3- 3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3- 4】	財務状況の公表（前年度実績）	
【表 3- 5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3- 6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3- 7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3- 8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

(2) エビデンス集 (資料編) 一覧

〔基礎資料〕

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	〔寄付行為〕	
	学校法人三室戸学園 寄附行為	
【資料 F-2】	〔大学案内〕	
	TOHO College of Music Guide 2015	
【資料 F-3】	〔大学学則、大学院学則〕	
	東邦音楽大学 学則 東邦音楽大学大学院 学則	
【資料 F-4】	〔学生募集要項、入学試験要項〕	
	1. 学生募集要項 2015 (平成 27 年度入学試験要項) ・ 一般入学試験 ・ 一般推薦入学試験 ・ 卒業生推薦入学試験 ・ 専修学校高等課程推薦入学試験 ・ A O 入学者選抜 2. 学生募集要項 2015 (指定校推薦) 3. 学生募集要項 2015 (特別入学試験) ・ 社会人入学試験 ・ 帰国子女入学試験 ・ 外国人留学生入学試験 4. 学生募集要項 2015 ・ 演奏家コース入学試験 5. 学生募集要項 2015 ・ 教職特設コース入学試験 6. 平成 27 年度入学試験要項 (附属高等学校 A 日程) 7. 平成 27 年度大学院音楽研究科〔修士課程〕学生募集要項	
【資料 F-5】	〔学生便覧、履修要項〕	
	学生サポートハンドブック 2014 履修ガイド 2014	
【資料 F-6】	〔事業計画書〕	
	平成 26 年度 学校法人三室戸学園 事業計画	

【資料 F-7】	〔事業報告書〕	
	平成 25 年度 事業報告書（学校法人三室戸学園）	
【資料 F-8】	〔アクセスマップ、キャンパスマップ〕	【資料 F-2】 参照
	アクセスマップ（大学案内 P 35 ・ 東邦音楽大学ホームページ） キャンパスマップ（大学案内 P 28 ・ 東邦音楽大学ホームページ）	
【資料 F-9】	〔法人及び大学の規程一覧〕	
	学校法人三室戸学園規程集（目次）	

基準 1. 使命・目的等

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1－1．使命・目的及び教育の明確性		
【資料 1-1-1】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕（P6）	【資料 F－2】 参照
【資料 1-1-2】	東邦音楽大学 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 1-1-3】	東邦音楽大学大学院 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 1-1-4】	学生サポートハンドブック 2014 （P3）	【資料 F－5】 参照
【資料 1-1-5】	東邦音楽大学の教育方針	
【資料 1-1-6】	東邦音楽大学ホームページ	
1－2．使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	東邦音楽大学の教育方針	【資料 1-1-5】 参照
【資料 1-2-2】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕	【資料 F－2】 参照
【資料 1-2-3】	学生サポートハンドブック 2014	【資料 F－5】 参照
【資料 1-2-4】	国際ソロプチミストアメリカ連盟(国際ソロプチミスト埼玉) シグマソサエティ認証状	
【資料 1-2-5】	東邦音楽大学 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 1-2-6】	東邦音楽大学大学院 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 1-2-7】	東邦音楽大学（音楽学部）の専攻・コースの変遷	
1－3．使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人三室戸学園 寄附行為	【資料 F－1】 参照
【資料 1-3-2】	東邦音楽大学 教授会規程	
【資料 1-3-3】	東邦音楽大学 主任教授会規程	
【資料 1-3-4】	平成 26 年度 委員会一覧	
【資料 1-3-5】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕	【資料 F－2】 参照
【資料 1-3-6】	東邦音楽大学ホームページ	【資料 1-1-6】 参照
【資料 1-3-7】	教員心得	

【資料 1-3-8】	教員オリエンテーション参考資料	
【資料 1-3-9】	学校法人三室戸学園 中期計画	
【資料 1-3-10】	東邦音楽大学の教育方針	【資料 1-1-5】 参照
【資料 1-3-11】	学生サポートハンドブック 2014	【資料 F-5】 参照

基準2. 学修と教授

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2－1．学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東邦音楽大学の教育方針（アドミッションポリシー）	【資料 1-1-5】 参照
【資料 2-1-2】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕（P 6 ）	【資料 F－2】 参照
【資料 2-1-3】	学生募集要項・入学試験要項	【資料 F－4】 参照
【資料 2-1-4】	東邦音楽大学ホームページ	【資料 1-1-6】 参照
【資料 2-1-5】	大学院音楽研究科〔修士課程〕学生募集要項	【資料 F－4】 参照
【資料 2-1-6】	シラバス（東邦スタンダード）	
【資料 2-1-7】	演奏家コース・教職特設コース	
2－2．教育課程及び授業方法		
【資料 2-2-1】	東邦音楽大学 学則 （P12 卒業要件）	【資料 F－3】 参照
【資料 2-2-2】	東邦音楽大学の教育方針 （カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）	【資料 1-1-5】 参照
【資料 2-2-3】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕（P8. 18 ）	【資料 F－2】 参照
【資料 2-2-4】	履修ガイド 2014 （P12 卒業要件） （P14 各専攻別授業科目及び単位）	【資料 F－5】 参照
【資料 2-2-5】	東邦音楽大学シラバス作成ガイド	
2－3．学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	東邦音楽大学研究員心得	
【資料 2-3-2】	東邦音楽大学研究員数	
2－4．単位認定、卒業・修了		
【資料 2-4-1】	東邦音楽大学 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 2-4-2】	履修ガイド 2014（P12 進級基準）	【資料 F－5】 参照
【資料 2-4-3】	東邦音楽大学G P A制度	
【資料 2-4-4】	東邦音楽大学学生の単位認定内規	
【資料 2-4-5】	平成 26 年度 東邦音楽大学・東邦音楽大学大学院 シラバス	《 別綴り 》
【資料 2-4-6】	平成 26 年度 欠席状況調査	
【資料 2-4-7】	平成 25 年 授業改善のための学生アンケート実施報告書	《 別 冊 》
【資料 2-4-8】	学修時間に関するアンケート調査（学修アンケート調査結果）	
【資料 2-4-9】	学生サポートハンドブック 2014	【資料 F－5】 参照

【資料 2-4-10】	東邦音楽大学の教育方針（ディプロマポリシー）	【資料 1-1-5】 参照
【資料 2-4-11】	東邦音楽大学 学位規程	
【資料 2-4-12】	東邦音楽大学大学院 学位規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	キャリア支援センター及びキャリア支援委員会	
【資料 2-5-2】	東邦スタンダード（キャリア関連シラバス）	
【資料 2-5-3】	インターンシップ実施状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 26 年度 欠席状況調査	【資料 2-4-6】 参照
【資料 2-6-2】	平成 25 年 授業改善のための学生アンケート実施報告書	【資料 2-4-7】 参照
【資料 2-6-3】	学修時間に関するアンケート調査（学修アンケート調査結果）	【資料 2-4-8】 参照
【資料 2-6-4】	平成 25 年度 大学院音楽研究科修士論文（題目）	
【資料 2-6-5】	東邦音楽大学大学院 1 年次生演奏会（プログラム）	
【資料 2-6-6】	東邦音楽大学大学院修士課程学位審査修了演奏会（プログラム）	
【資料 2-6-7】	平成 26 年度 東邦スタンダードクラス担任	
【資料 2-6-8】	東邦スタンダード教員研修	
【資料 2-6-9】	東邦音楽大学 G P A 制度	【資料 2-4-3】 参照
【資料 2-6-10】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会	
【資料 2-7-2】	学校法人三室戸学園事務組織図	
【資料 2-7-3】	学生相談員室について	
【資料 2-7-4】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学奨学金規程	
【資料 2-7-5】	学校法人三室戸学園創立 75 周年記念奨学金規程	
【資料 2-7-6】	東邦音楽大学奨学金・創立 75 周年記念奨学金給付者数	
【資料 2-7-7】	平成 25 年度 アパート賃貸料補助申請書	
【資料 2-7-8】	平成 26 年度 東邦スタンダードクラス担任	【資料 2-6-7】 参照
【資料 2-7-9】	学生サポートハンドブック 2014（P 37）	【資料 F-5】 参照
【資料 2-7-10】	教職員倫理遵守の厳守について	
【資料 2-7-11】	健康調査アンケート	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	大学案内（P20 ～ 22 教員一覧）	【資料 F-2】 参照
【資料 2-8-2】	東邦音楽大学教職員選考規程・東邦音楽大学教職員任免規程	
【資料 2-8-3】	平成 25 年 授業改善のための学生アンケート実施報告書	【資料 2-4-7】 参照
【資料 2-8-4】	東邦スタンダード 教員研修	【資料 2-6-8】 参照
【資料 2-8-5】	教員オリエンテーション参考資料	【資料 1-3-8】 参照
【資料 2-8-6】	東邦音楽大学 FD 委員会	
【資料 2-8-7】	平成 26 年度 大学アカデミックスケール	

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕 (P28 キャンパスマップ&施設紹介)	【資料 F-2】 参照
【資料 2-9-2】	東邦音楽大学ホームページ (キャンパスマップ)	【資料 F-8】 参照
【資料 2-9-3】	学生サポートハンドブック 2014 (P85 校舎等平面図)	【資料 F-5】 参照
【資料 2-9-4】	東邦音楽大学 図書館利用案内	
【資料 2-9-5】	東邦音楽大学 図書館利用状況	
【資料 2-9-6】	学校法人三室戸学園消防計画 (防火防災対策を含む)	

基準3. 経営・管理と財務

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3－１．経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人三室戸学園 寄附行為	【資料 F－1】 参照
【資料 3-1-2】	学校法人三室戸学園 理事会規程	
【資料 3-1-3】	学校法人三室戸学園 規程集（目次）	【資料 F－9】 参照
【資料 3-1-4】	教職員倫理遵守の厳守について	【資料 2-7-10】参照
【資料 3-1-5】	学校法人三室戸学園消防計画（防火防災対策を含む）	【資料 2-9-6】 参照
【資料 3-1-6】	東邦音楽大学ホームページ（教育情報・事業報告）	
3－２．理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人三室戸学園 寄附行為	【資料 F－1】 参照
【資料 3-2-2】	学校法人三室戸学園 理事会規程	【資料 3-1-2】 参照
【資料 3-2-3】	学校法人三室戸学園役員名簿・評議員名簿	
【資料 3-2-4】	理事会開催状況	
3－３．大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東邦音楽大学 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 3-3-2】	東邦音楽大学大学院 学則	【資料 F－3】 参照
【資料 3-3-3】	東邦音楽大学 教授会規程	【資料 1-3-2】 参照
【資料 3-3-4】	東邦音楽大学 主任教授会規程	【資料 1-3-3】 参照
【資料 3-3-5】	東邦音楽大学大学院 音楽研究科委員会規程	
3－４．コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	東邦音楽大学 教授会規程	【資料 1-3-2】 参照
【資料 3-4-2】	東邦音楽大学 主任教授会規程	【資料 1-3-3】 参照
【資料 3-4-3】	東邦音楽大学 教授会開催状況	
【資料 3-4-4】	学校法人三室戸学園責任者会議	
3－５．業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人三室戸学園 組織及び事務分掌規程	

【資料 3-5-2】	職員の会議・研修会等への参加状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人三室戸学園 中期計画	【資料 1-3-9】 参照
【資料 3-6-2】	平成 26 年度 学校法人三室戸学園 事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 3-6-3】	学校法人三室戸学園 中期財政指針	
【資料 3-6-4】	平成 25 年度 決算報告書	
3-7. 会 計		
【資料 3-7-1】	学校法人三室戸学園 経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 26 年度 予算編成の基本方針	
【資料 3-7-3】	平成 26 年度第 1 回理事会（平成 25 年度事業報告及び決算）	
【資料 3-7-4】	監査報告書（平成 25 年度決算）	
【資料 3-7-5】	独立監査人の監査報告（平成 25 年度決算）	

基準 4. 自己点検・評価

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4－1．自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価特別検討委員会	
【資料 4-1-2】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価報告書	【資料 2-6-10】参照
【資料 4-1-3】	平成 25 年授業改善のための学生アンケート実施報告書	【資料 2-4-7】 参照
【資料 4-1-4】	平成 26 年度 大学アカデミックスケール	【資料 2-8-7】 参照
4－2．自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 25 年度 事業報告書	【資料 F－7】 参照
【資料 4-2-2】	平成 26 年度 全学園生数	
【資料 4-2-3】	平成 26 年度 教職員人数表	
【資料 4-2-4】	東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料	
4－3．自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価特別検討委員会	【資料 4-1-1】 参照
【資料 4-3-2】	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 自己点検・自己評価報告書	【資料 2-6-10】参照

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A－1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有		
【資料A・1・1】	東邦音楽大学 学則	【資料F－3】 参照

【資料A-1-2】	地方自治体との協定書 東京都（文京区）・埼玉県（埼玉県・川越市・ふじみ野市）	
【資料A-1-3】	国際ソロプチミストアメリカ連盟（国際ソロプチミスト埼玉） シグマソサエティ認証状	【資料1-2-4】参照
A-2. 地域連携・貢献の具体性		
【資料A-2-1】	東邦音楽大学 地域連携・社会貢献資料	【資料4-2-4】参照

基準B. 国際交流等（ウィーン研修等）

基 準 項 目		備 考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B－1. 大学が実施している海外研修		
【資料B-1-1】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕 (P4, 20, 29 東邦ウィーンキャンパス)	【資料F－2】参照
【資料B-1-2】	東邦音楽大学ホームページ	
B－2. 海外卒業演奏		
【資料B-2-1】	大学案内〔TOHO College of Music Guide 2015〕 (P16)	【資料F－2】参照